

衆第一百一回国会商工委員会議録 第九号

昭和五十九年四月十一日(水曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長

理事 森 清君

理事 城地 豊司君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 柏谷 文武君

理事 岸田 元次君

理事 近藤 徹君

理事 野上 昭彦君

理事 原田昇 左右君

理事 古屋 亨君

理事 奥野 一雄君

理事 浜西 鉄雄君

理事 和田 貞夫君

理事 木内 良明君

理事 日笠 勝之君

理事 青山 横手 文雄君

理事 柴田 瞳夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 小此木彦三郎君

経済企画庁調査局長

廣江 運弘君

通商産業大臣官房審議官

福川 伸次君

通商産業大臣官房審議官

棚橋 祐治君

山田 勝久君

資源エネルギー局長官 豊島 格君  
中小企業庁長官 中澤 忠義君  
中小企業庁次長 篠島 義明君  
中小企業庁計画部長 鈴木 直道君  
中小企業庁指導栗屋 忠君  
部長室商工委員会調査室長 朴木 正君

委員外の出席者  
正彦君  
幸次君  
卓二君  
佳昭君  
正彦君  
正治君  
轟君  
木部 佳昭君  
辻 英雄君  
野上 徹君  
青山 丘君  
野間 友一君  
同日  
辻 英雄君  
野上 徹君  
野間 友一君  
近藤 元次君  
野呂 昭彦君  
浜田卓二郎君  
野上 徹君  
青山 丘君  
野間 友一君  
柴田 瞳夫君

委員の異動  
四月十一日  
辞任  
木部 佳昭君  
野呂 昭彦君  
浜田卓二郎君  
野上 徹君  
青山 丘君  
野間 友一君  
柴田 瞳夫君

補欠選任  
木部 佳昭君  
野呂 昭彦君  
浜田卓二郎君  
野上 徹君  
青山 丘君  
野間 友一君  
柴田 瞳夫君

同月四日  
下請代金支払遲延等防止法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、衆法第一四号)  
企業管理士法の制定に関する請願(武田一夫君紹介)(第二一四二号)  
は本委員会に付託された。

○奥田(幹)委員 初代の中小企業庁の長官がたまたま私の方の京都府の知事を二十八年間やつておられまして、非常に個性の強い方でございましたので、私は、地方議会で中小企業庁というのはあいう方がかりが仕事をやっておられるのかなどいいうイメージを持っておったのですけれども、衆議院に上がつてしまいまして、現中澤長官を初め幹部の皆さん非常にきめ細かな行政をしっかりやついていたのである、そういう点では感心をいたしております。特に、この中小企業要覧を拝見しますと、わずか百八十八人、そうして予算も二千二百億円。限られた人數と予算で相当実績は上げていただいている。この要覧で拝見をいたしまして、その限りにおいては敬服をいたしております。

今度ここに提案されておりまする組合法、団体法の一部改正につきましては、組合を取り巻く社会経済環境の変化、それからもう一つは、組合員の世代交代期に来ておるからそれも円滑にやりたい、この二つをねらいとして一部改正を提案されておるというふうに伺つておるわけでございますが、いささか心配になります事柄が数点ございま

ます。奥田幹生君。  
○梶山委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
を

いたしましても、仮にもそのような財政上の不<sup>良</sup>が生じてはならないというふうに感じております。その意味で、私どもいたしましては、組合員に対する資力の審査といふのを相当見てまいりましたので、そのような経験に照らしてこの事業範囲の拡大についても行っていくという点、あるいは財政基盤の担保といったまして、一組合員当たりに対する引受限度額といふものを設定いたしましてこれを指導するということ、あるいは債務支払いに対する基金あるいは積立金というものを組合に積ませていくというような点につきまして、十分な指導をすることによりまして、組合の財政基盤に影響が生じないように担保してまいりたい、かように考えております。

限緩利、これによって組合の民主的な運営が損なわれるのではないかと、いう御設問でござりますけれども、私どももいたしましても、現行の出資比率のうち口数の限度を超えて百分の三十五まで出資口数を持つてると、いう場合には、これは組合財産の維持の見地から真にやむを得ない場合に限つてこれを認めるということで、総会の特別決議を前提とする、その組合の承認をその決議によりまして経ることを条件としたい、かようと考えております。そういう形で組合活動の円滑なかつ民主的な運営を担保するということを考えております。

○奥田(幹)委員 最初の質問につきましては、基  
金から準備金、これを十分に調達をして、その上  
でそういう弊害のないようにしておこなうことですか  
ら、わかりましたし、それから私も、二番目の出  
ございます。

資持ち口数の件につきましては、例えば私のところの京都の場合は和装産業是非常に不況でござります。染色工場を持つておる、もう採算がとてられないからやめるわ、そうすると組合をやめらつてどうにかつじつまを合わせて経営しておる、というような実例がござりますので、そういうことを考えますると、やはりこの制限を緩和しまして、彈力的に運営をしていくということにつきましては、私はむしろ心配よりも歓迎する方が非常に先立つわけで結構でございますが、ひとつどうぞそういう民主的な運営が損なわれないようになつてお願意をいたしております。それから火災共済協同組合制度の改善につきましては、重ねてお願ひをいたしております。

でございますが、共済金額の制限方法を、これまでの契約者一人当たりの金額から今度は対象物件ごとに、一件当たりの金額に変わりますよね。そうしますと、大きな建物が全焼した、そなりますと非常にお金額が張つてくる、ふえてくる。こうなりますと、また組合の経営基盤が弱まつてくるのじゃなかろうかという懸念がいたすわけでござりますが、いかがでございましょうか。

続きましては、中央会につきましては事業の例示の追加が行われております。つまり組合等に関する知識の検定、これが追加されておるわけでございますけれども、この知識の検定というのは具体的にどういうようなことが行われ、何を目的として行おうとしておられるのか。この二つについてお願いいたします。

○中澤政府委員 御質問の第一点でございますけれども、確かに対象物件一件当たりの金額に変更することによって過大な損害をこうむることはなあいかといふ御心配があるのはごもっともでござります。ただ、私どもの観察いたしましては、保険契約でございますので、保険の場合にはいわゆる大数の法則ということで、契約数が非常に大きくなります。たゞ、私どもの観察いたしましては、保

になりますと、それに比例いたしまして事業の安定が図られるという実態にあるわけでございまして。今回の場合におきましても、共済金額の制限方法が一人当たりの金額から一件当たりの金額を変更することによりまして対象物件が非常に多くなる。例えば事業協同組合等の場合でございまして、非常に多くの物件がこの中に入っておりますので、これによりまして火災共済がとり得る契約者が飛躍的に数があえるということによりまして、契約金額ひいては保険料等の収入があふえますので、経営基盤が相対的に安定するということにとりまして、ただいま御質問のような不安と申しますか、心配がないようになりますと制度上も担保され得るというふうに考えておるわけでござります。

御設問の第二点でござりますけれども、現状に関する知識の検定でござりますけれども、組合に

材の確保あるいは養成を目的としたしまして、組合の事業に関する知識につきまして検定試験を実施しておるわけでございます。ただ、現在のところ、この検定試験が法律上明示されておりませんのですから、多くの方がこの試験に合格いたしましたとしても、所属する組合等から必ずしも十分な評価がなされ得おらないという恨みがございまして、この際、その努力に何らかの形で報いなければいけないという問題が從来からございました。そこで、今回この法案の御改正をいただきますると、検定事業が法律上明示されますので、関係者の理解が深まりまして、ひいては組合のこの検定を受けました方が、組合の事業活動あるいは関係者の間で正当な評価が得られまして、組合活動の十分な基盤強化に貢献されていくというような効果が期待されるわけでございます。したがいまして、今回の検定制度の法定の目的というのと、現在も行つておりますこの検定試験に対する社会的あるいは経済的な評価を高めていただき、ういう点に主眼があるわけでございます。

と製錬、この二団体が行つておる。私の地元ではこれは先に消防共済がスタートいたしまして、これが非常に普及して黒字でござりますので、組合の方ではやつていいわけなんです。この四十一都道府県と二業界といいますか二団体がやつております、これは現在收支は黒になつておるのですか。今、長官は安定というお言葉を使われましたけれども、こういうように対象物件一件当たりというように切りかえましても、そういう經營の面では心配が絶対ないのかどうか、重ねてお尋ねをいたしますのと、それから中央会の例示の追加、これにつきましては、これまでも全国中央会がやつておつたわけですね。既に二千人ほど受けられておられる。ちゃんと法律で追加して、法律にうたい上げることによつて、検定に合格した人はどういぢょうよな利益を受けるのか。今長官は、理解が深められる、こういう御答弁でございましたけれども、そうすると、団体の中で役職につけるのか、昇任あるいは昇給、こういうよなこともある程度加味されていくよなプラス面があるのかどうか、これまでにはなかつたのか、そういう点について伺ひたいと思うわけなんです。

あるいは組合の職員という方は、当然のことになりますけれども、組合に関する十分な知識と認識を持つておられることが必要でございまして、組合の知識に関する検定というものが法律上も明定されることによりまして、一般的な認識が高まるといふことも大きな効果でございますけれども、私どもいたしましても、組合の指導員あるいは組合の職員が採用される場合に、極力組合の検定の試験を通った方が職員に採用される、あるいは持続的に職種としてついていただくということを指導することによりまして、実質的に組合の検定試験の権威というものを高めてまいりたい、かようこそ考えておる次第でございます。

ね。ここ数年間の指導員の増員の状況、それから、非常に数が少ないから、背に腹はかえられぬとして、出先の中央会では地元負担で指導員を採用しておるところもあるやう伺つておるのですけれども、そういうのがあるとすれば、それは合計何人ぐらい現在いるのかということについてもお尋ねをいたしました。

ましては同じく二十名、五十七年度八名、それから五十八年度、五十九年度はそれぞれ三名といふことで、確かにこの増員の数が非常に抑制されたりきたということは事実でござります。いろいろな制約からこのような状況になつておるわけでござりますけれども、各中央会におきます期待が非常に高いわけございまして、私どもとしては、この増員の確保につきまして引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

なお、各中央会におきます自「負担」によります職員の数でござりますけれども、都道府県の中央会におきまして、現在補助対象職員が千百二十一名ございますけれども、それに対しまして、補助対象外の職員が百五名おられます。府県によりますけれども、たしか二十人八名の都道府県におきましては合計百五名の対象外職員がございまして、それぞれ中央会の自主的な努力によりまして指導事業についていただいておるという状況になつております。

**○奥田(幹)委員 税制上の取り扱いについて** ふつらも検討をしていくと、いうお話をございますが、まことに、昨年度予算は廿日戻立ての

私は、できることがありますけれども、次の年度の予算を組みますときにひとつ忘れないように、こゝも政府税調と党税調の方に通産省の方から上げてもらいたい、これを強く要望しておきます。それから、指導員につきましては、地元負担、

百五人とおっしゃいましたね。去年、ことしのうちに三人ずつそれを埋め合わせていきますと、十四年ほどかかるのです。確かによくできていますよ。これをずっと末端のどの地域指導を徹底していくといたしますと、それは現在の体制ではなかなか効苦勞が多い。確かに中企業庁、百八十八人ではやれぬというので、出仕の都道府県の商工部の職員とタイアップし、よつて、こどもたちも子供たちも、やはり

やつでした大しておるのですけれども、やはり、つは数の問題ではながるうかと思ひますので、去年とことしはわずか三名ずつということになりますが、せめて五十五年、五十六年ぐらゐの事

字に早く戻すことができるように、御尽力を賜

りたいとお願いをいたしておきます。  
それから、指導員によります指導でござりますが、  
けれども、個別に指導しますとなかなか手間がかかる  
からて能率が上がらない。今はどの組合も一つの  
業界、業種ではみんな困つておる。例えば先ほど  
申し上げました和装なら和装関係全部困つておる  
のです。洋物の方も原来の方もあるいは染色の方  
も全部困つておる。そこで異口同音に出るのが、  
もう和装の範疇、壁を破つて洋装の方にも切り込  
んでいったらどうだろうか。意見は出でるので  
すけれども、さあそういう新しい問題になります  
と、指導員も質問が出ても答弁に頭を抱えてしま  
うというようなことも現実問題として起こつてお  
ります。そういう場合には、まず中小企業庁が不  
況なら不況の業界、業種を選んで、そして講習会等  
をやつていただいて、集団指導を現地ではやるとい  
う方が効率が上がるのじゃなかろうか、二ーステ  
ーにも応ずることができるのじゃなかろうかとい  
う気持ちを私は持つておるのでけれども、これにつ  
いてのお考え。

それから官公需、実は先週の閣議で経企庁長官  
なり大蔵大臣、公共事業の前倒しの問題が話題に  
なつたと聞いておるので。それに関連しておられ  
いをするのですが、中小企業向けの官公需の発注  
ことしはどれくらいを目標にし、いつごろどの程  
度のものをやろうとしておられるのかについてお  
尋ねをいたします。

○中澤政府委員 第一点の指導体制の問題でございますけれども、現状におきましても、業種別の組合を集めまして研修会あるいは講習会等、いわゆる集団指導と申しますかグループ指導と申しますが、こういう形での指導を極力効果的に行なう取り計らっております。ただ、ケースによりましては、やはり個別指導でなければいけないというケースもござりますので、今後におきましては、その個別指導と集団指導とを極力機動的に組み合わせまして、今御指摘のような不況業種につきましてもきめ細かい指導を行つてまいりたいと



いろいろの指標を見ないといけないわけでござりますが、一方生産、出荷を見てみますと、消費財、中でも輸出の影響を一番受けないと思われます。非耐久消費財の出荷は、年を越しても割にしつかりしているわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたような一月の家計調査ではかなり落ち込んでおります。これは雪のせいと、いうことも若干考えられるかと思ひますが、非常に強いとは言えないと思ひます。

いる、これは輸出主導による景気回復論だと多くの方がおっしゃるわけですが、この点についてアメリカの景気の拡大、回復が大きな要因として日本経済を引きずつてきておることは自他ともに認めることころなのですが、そこにアメリカの景気の拡大を若干引き締める形で今度の金利の引き上げが市中金利に連動して行われた、こう言われておるわけです。

（波江）委員　ハーリーの最も面白所は、ガノミックスとも言われておるこの部分について、多分に大統領選挙を一つの視点に置いて行なわれておる政策が強い、こう言われておるわけですね。そうすると、この大統領選挙のことは私どもにはわかりませんが、民主党の場合、今候補選び中ですが、今の見通しで仮にモンデール氏が大統領候補になった場合、そして大統領選挙が行われた場合、モンドール氏が大統領になつた場合、果たしてモンデール氏が大統領になつた場合、今の政策が続くのかどうか。それからレーガンと統領がまた再選を受けた場合、今のレーガンと

クスをこのまま継続するのかどうか、この点に  
いてはどうですか。

○廣江政府委員　先生も御指摘のように、民主主義は候補者が決まっていないわけで、今にわかつてどもがこれに意見を申し述べる状況にないわけですが、過去を見てみますと、アメリカはボリティカルサイクルというのがあると言わ  
たぐらいでございまして、政権の交代に伴つて  
氣循環が起きる。こういうふうに言われておりますので、一般論といたしますと、今先生の言わ  
たような趣旨をもとにいたしまして、若干の政  
の動きがあるということも一般的には考えられ  
と思いますが、現在の段階でどうこうといふこと  
はちょっと私どもからは申しにくいということ  
御了解いただきたいわけです。

○渡辺(嘉)委員　モンドール氏そのものはま  
決まっているわけじゃありませんのでなにです  
れども、しかし、あの三人の政策その他を比較  
いたしますと、それほど大差はないわけです。そ  
いたしますと、この大統領選挙を目当てての政策

引きずられて拡大あるいはまた緩やかな回復だと  
言われておる日本の景気でも、まだまだ中小企業  
には潤すところまで至つておらない、こう私ども  
は見ておるわけです。  
こういうところから判断いたしまして、当面の、  
まだ○・五ですが、将来また○・五上がるのかど  
うか、あるいはまた、それによつてアメリカ景気  
の変動あるいはまた大統領選挙等を考えたとき  
に、果たして中小企業が今日のような苦しい中で、  
緩やかな回復だと言いながら、ぱらつきの多い実  
態等からも考えまして、もしも今のようないい  
るな条件によって、あるいはまた数カ月後の大統  
領選挙等の変動によって、潤いの来ないうちに中  
小企業にはまたもや不況が来るようなことになれば、  
これこそ中小企業はもう息が続かないのではな  
いか、こう考えるわけなのですが、これについ  
てのお見通しはどうでございましょう。  
○廣江政府委員 我が国の経済自体は、輸出が増  
加をいたしております。そして、このところ国内需  
需要にも持ち直しの動きが見られております。も  
ともと中小企業は景気のしわを一番受けやすいと  
ころでございますが、全体の景気がそういうふうに  
緩やかながら着実に回復をいたしてきておりま  
して、中小企業にもこのところ徐々にそういうう  
のが波及てきておるのではないかと思います。  
それは、まず生産などの指數を見ましてもそうい  
うことなどがえますし、日本銀行あるいは中小  
企業金融公庫あるいは商工中金あたりのアンケ  
ト調査等の数字も、業況、景況それから収益の状  
況等もよくなつてきているということを端的にあ

もし今アメリカの景気を異常に拡大させておるとするならば、今度この大統領選挙を一つの区切りとして何らかのことが起きるのじゃないかといふ予想、心配、これを日本の経済としては考えざるを得ない。特に莫大な財政赤字を抱えておるアメリカの今の実情から見まして、今のアメリカ経済に引きずられて拡大あるいはまた緩やかな回復だと言われておる日本の景気でも、まだまだ中小企業には潤すところまで至つておらない、こう私どもは見ておるわけです。

こういうところから判断いたしまして、当面の、まだ○・五ですが、将来また○・五上がるのかどうか、あるいはまた、それによってアメリカ景気の変動あるいはまた大統領選挙等を考えたときに、果たして中小企業が今日のような苦しい中で、緩やかな回復だと言しながら、ばらつきの多い実態等からも考えまして、もしも今のようないろいろな条件によって、あるいはまた数ヵ月後の大統領選挙等の変動によつて、潤いの来ないうちに中小企業にはまたもや不況が来るようなことになれば、これこそ中小企業はもう息が続かないのではないか、こう考えるわけなのですが、これについてのお見通しはどうでございましょう。

○廣江政府委員 我が国の経済自体は、輸出が増加をいたしております。そして、このところ国内とも中小企業は景気のしわを一番受けやすいところでございますが、全体の景気がそういうふうに緩やかながら着実に回復をいたしてきております。しかし、中小企業はものごと徐々にそういうものが波及してきておるのではないかと思います。それは、まず生産などの指數を見ましてもそういうことがうかがえますし、日本銀行あるいは中小企業金融公庫あるいは商工中金あたりのアンケート調査等の数字も、業況、景況それから収益の状況等もよくなつてきているということを端的にあ

らわしております。さらに、最近の金融機関等からのヒアリングによりますと、資金需要が若干出しておりますが、その資金需要が出た要因の一つには、中小企業の設備投資に動意が見られるというような報告も私どもは耳にいたしております。

こういう状況でございますから、中小企業の景況にも徐々に明るさが広がりつつある、こういうふうに言つていいと思いますが、「二つほど注意をしなければいけない点があると思います。

それは、マクロの経済全体についてもそうでございますが、まず、まだかなりばらつきがあるというところでございまして、業種によりましては、輸出関連業種とそうでない内需中心の業種といったようなものにつきましては、ばらつきがまだかなりあるということが一つ。さらに、長期にわたって不況を持ちこたえられなくて、ここへきて特に中小企業の倒産があえておるということは注意を要しないといけないと思います。したがいまして、こういう点に常に注意をしながら、内需の回復ということをより一層図つていかなければいけない、こういうふうに思います。

○渡辺(嘉)委員 今、いろいろ明るい指数もある、こういう御答弁をいただいたわけですが、私は、それだけに余計また心配するのです。心配性かもしけぬのですけどね。中小企業の設備投資にも明るさが出てきておる、設備投資の資金需要も出てきた、これは僕も認めるのです。ところが、この数年間設備投資がむしろ放置というか凍結、もうやりたくてもやれなかつた。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

しかし今は、やだなかつたらいわゆる小ロット多品種短サイクルの時代に合つていけない、あるいはまたエレクトロニクス化の、これだけどんどんと技術が革新する世の中で、どうしてもやらざるを得ないということから踏み切った企業を私はかなり散見しておるわけですが、そういうだけに、僕は決して明るい材料とこれを見ておらないのですね。苦しいけれどもやらざるを得ないといういわゆる必死の努力だ、こう見ておるわけです。

ところが、必死の努力をしたが輸出主導型、アメリカの景気に引つ張られながら景気が緩やかに回復したというときに、アメリカが落ち込んだとすると、せっかくそれを設備して軌道に乗りかけたときには物が売れない、輸出できない、つまづくなどでもよくなつたら、それこそ大変なんですね。そういうような意味で、私はこの点について質問したのです。

そうすると、今度は国内需要は、個人消費は決して上向いてこない。今、年金も上がる、税金も上がる、いろいろなものが上がってきてくれる、教育費も上がつておるのですから、実質の可処分所得というものはむしろ低下しておるのですね。これはもう御承知のとおりです。そういうところから見て、個人消費がそうふえると私は思はないのです。

そういうふうに見ますと、今の設備投資その他について、明るくなつたというよりも、むしろやむにやまれないのだということから判断いたしますと、中小企業の倒産件数なんかを見ましても、まだ三月末は正確な数字が出ておりません。しかし、私が知り得た限りにおいては、私はこの前も、一月、二月もふえました、三月もふえると思うと申し上げたわけですが、前年三月の千六百六十七件、これに對して三月は予想ですが千九百件の大台を超えたと言われておるわけです。三月はいつの場合でも多いのですけれども、それでも前年の千六百六十件に対しても九百件の大台を超えた、こう言われておるのであります。あるいはまた、マミヤ光機等もありまして、金額は史上最高と言われる三千二百億を超えておるのじやないか、こう言われておるのであります。

こういうところから見ますと、倒産その他があるということは当然失業者もふえるし、物を買わない、こういう悪循環のアクセルをまた踏んだと同じ結果が出ておるわけですから、私は、そういう楽観的な見通しによる中小企業対策というのは危険じやないか、こう思うので、この点についてもう一遍お聞かせをいただきたい。

○廣江政府委員　先生の言われる趣旨はよくわります。ただ、私が申し上げましたのは、中々企業が例えれば更新投資がかなりあるとか、あるいはどうしても競争上技術的な革新をやらなければいけないというような要素だろうと思いますが、少なくとも、そういうやうらうという意図が起こつたということを申し上げたのでございまして、全体としての先生の御意見に私どもとしてどうこう言う筈ではございません。

それから一つ、輸出関連で、アメリカの景気がここで挫折をした場合の影響を言わされました。なるほど今回の回復といふものはアメリカの景気回復によるところが多いわけでございまして、そのことは今後についても当てはまるだらう、こうあります。ただ、アメリカは、先ほども申し上げましたが、現在の景気の状況あるいは過去の景気回復のパターンなどを見ましても割に強い、こううふうに思つております。

しかし、そういうことを申し述べましても、牛ほども申し上げましたが、全体として中小企業を考える場合、あるいは日本の景気全体を考える場合には、やはり内需の回復といふものに一番ポイントを置いた政策運営がなされなければならない。ということは申すまでもないことでございます。

○渡辺(憲)委員　時間もありませんので次に准みますが、今おっしゃったように、内需の拡大こそ景気回復の本流でなければならない。とともに、中小企業の製品はそこで初めて売れていくわけですから、簡単に言えば、そういうような意味で、ぜひその方向で進めていただきたいわけです。

そういう観点から今度の法改正を考えてみますと、数点出でまいったわけですが、まず、その第一の目玉として出てまいりましたのが、組合の事業活動を広げる意味におきましても、それにかかる組合員のための債務保証を組合が行えるようにしたい、こういうことで今度の改正が出されたわけです。それによりますと、一つの例として、組合員が施行いたしました工事の欠陥や不備があ

つた場合に、組合が負担する債務等についての保証、いわゆる工事のやり直しだとかあるいはそれに関連すること、それから仕入れ代金が払えないときにそれを保証してやる、あるいはまた組合員が土砂等を採取した跡の埋め戻し等をようやらない場合に組合が保証してやる、こういうようなことを想定してこれを出したということをございますが、私はそれぞれごもつともだと思うのです。しかし、これをずっと見ますと、これは現在のこういう深刻な実態の中にある中小企業の援護、支援といいますか救済ということではなくて、まことに自助努力をしなさい、これは当然ですが、それだけのものに感ずるのですね。組合でこれらのことを負担義務を負って、そして生きていきなさい、非常に冷たく感するわけです。これでは中小企業に対する指導育成の債務保証制度ではないのじやないか、こんなふうに思うのですが、どうですか。

○中澤政府委員 先生御指摘になりましたように、今回の債務保証事業範囲の拡大という法改正自体の問題といたしましては、この改正が行われることによりまして、いわゆる顧客と申しますがユーザーの期待にこたえて組合員が仕事をとどりやすくなるという点に大きな主眼があるわけをございます。

組合自体の育成強化という点につきましては、御高承のとおり、政府といたしましても、組織化対策という国の施策の一環といたしまして、組合の指導事業あるいは人材の養成に対するもちろんの事業、あるいは組合が持ちます共同施設、あるいは行います事業等、高度化の事業につきまして有利な資金を供給する、あるいは組合が行いますビジョンの作成、あるいは販売拡張の事業等につきまして組合事業の助成を行うというような、もろもろの予算あるいは金融上の助成策を広範に講じますことによりまして、組合の活動を活性化するという方向で行っておるわけでございまして、今回の法改正と政府の予算あるいは財政金融上の措置とが相まちまして組合事業の活性化が図られていくというふうに考えておるわけございま

三

○渡辺(嘉)委員 こういう保証によって工事が果たしてとりやすいかどうか、私はこれは非常に疑問だと思っています。なぜかと言うと協同組合等は有限責任でございます。そうすると、組合員は五千円なり一円一万円なり出資をしておる。組合が今度それを工事に対して保証の判子を押した。そうした場合に、もしされが瑕疵があつて保証義務をとらざるを得なくなつたという場合には、百人おりました組合員あるいはまた千人でもいいのですが、一万円出しておつたら一千万円の資本金がある。これは大変だということになれば組合員が逃げてしまふ危険もあるわけですね、加入、脱退は自由でございますから。有限責任でさつと逃げた。これは私は意味がないのじやないか。もちろん、そんな組合ではいかぬとおつしやつたって、今それぞれが生きていくために命がけの経済環境なんです。

そうすると、当然、これに対して組合が保証するからには、累積のすばらしい資産があるとか、あるいはまた特別な資産を持っておるとかといふことならいざ知らず、そうでない組合の場合であれば、協同組合ですから当然資産を目的にしませんので、とすれば、これには何らかの基金制度の裏づけがないと、これは絵にかいしたものではないか。実際問題としてこれは効力を發揮する可能性性が少ない、私はこう思うのです。

当然ここで基金制度の裏づけが必要ではなかろうか。それとともに、ではそういう基金を拠出したら、これが組合にとっては資産として扱われる、出した組合員もこれは当然益金として扱われる、こういうことになったのでは、出す方もえらい受けける方も大変なんですが、その意味で、これらを何らかの形で税法上恩典を与えてやる、恩典としより優遇してやる、優遇というのもおかしいのですが、当然の措置だと思うのですが、貸し倒れ準備金のような形である一定の限度を設けてお基金に対しては減免措置を講ずることも二つ目と必要じゃないか、こう思うのですが、どうでしょ

5

○中澤政府委員 組合が行います債務保証を担保するものとして、一定の積立金あるいは基金というものが必要ではないかという御指摘は、まことにそのとおりだというふうに考えます。私どもは考えいたしましても、組合が不測の損害をこうむらないという観点あるいは一定の限度でこの債務を保証することを担保するという意味から申しまして、積立金あるいは基金というものを積む必要があるというふうに考えております。

これにつきまして税制上の優遇措置をとるべきではないかという御指摘は、一つの制度論としてはまことにうなづけるものでござりますけれども、なかなか現実問題といたしまして、こういう私どもといたしましては、そういう問題につきまして新たな準備金についての税制上の減免措置を新設するということは、現在の客觀情勢では非常に厳しいということは御高車のとおりでございます。

私どもといたしましては、そういう問題につきましても、もちろん今後の問題として検討することにやぶさかではございません。できればそういう制度をとりたいという気持ちはあるわけでござりますけれども、なかなか困難な問題を伴うということがあります。

むしろ現実的な解決といたしまして、こういう組合が行います保証に対し、それを再保険するというような動きが民間の一部にすでに構想としては出ておりまして、そのような形がとれますれば、組合にとりまして、実質的な準備金をそぞる額的なものを積まなくとも、それが危険負担という形で再保証、再保險が行われるという形で担保されいくことができるわけでございまして、これも一つの解決方法ではないかというふうに考えております。

それとともに、そういう自己担保だけでは不可能だから再保険ということも当然考えられると申します。

能だから再保険ということも当然考えられると思うのです。そこで、現在の建設省でも続けておらるる住宅保証機構でござりますね、財団法人でやつておられるわけですが、この制度との関連ですね。協同組合で今これをやつておるわけです。今度新しく法改正が出てこれをやりになるわけですが、この協同組合でやる債務保証制度と、それから既に進んでおる財団法人住宅保証機構との関係はどういうふうになつてくるのか。それから住宅保証機構に對しては再保険がなされておるわけですが、これに対してもおしゃつたように協同組合の方も再保険を民間が考へておるということですが、私は民間に任せのではなくて、何らかのものを中小企業庁としても通産省としても考えて対応すべきじやなかろうか、こう思うのですが、どうですか。

○中澤政府委員 現時点におきましては、この法律案で御提案申し上げておりますように、組合の債務保証範囲の拡大をまず行うと、ことでござりますが、御指摘の住宅保証機構との關係、これは協同組合と直ちにリンクする形で実現するかどうか疑問の点もあるわけでござりますが、民間の制度だけではなくて、政府としても何らかの制度の検討が必要ではないかという点とあわせまして、今後引き続き詳細検討させていただきたい、かのように思ひます。

○渡辺(憲)委員 この住宅保証機構に対して国が助成をどういうふうにしていらっしゃるか。そして今後、通産省、中小企業庁としては、もし何らかのものを考へるならどういうふうに考へるか、これをひとつお聞かせいただきたいことと、住宅保証機構そのものも、個々の組合員からいろいろの意見を聞きますと、まずこの保証金、保険料額ですか、十二万五千円ですね、大変高いといふことと、それから各府県にまたがつておるときには追加金が取られたわけです。今度それが緩和されであります、いざれにしてもこの十二万五千円は非常に高いということとともに、悪い言い方をす

ると、まじめな工事業者がそうでない人のしりぬぐいをする危険がありはしないか、いろいろな意味でござる。こういうことが現実に起きており、

昧ですね。こういうことが現実に起きており、私どもの耳に入ってくることなんですね。

そういう点から考えまして、今度中小企業庁、通産省で考えられたこの債務保証制度というものの、これもいわゆる正直者がばかを見るようなことになつたら大変なんですが、こういう点、やはり法律をほんと出すだけではなくて、きちっとした裏づけ、担保、そういう機構を整えてやるべきではなからうか、こう思います。そういう保険その他が高くては意味がないわけですが、この点についてはどういう御構想をお持ちですか。

○中澤政府委員 組合が債務保証を行うことによりまして、組合員一般に不測の損害が起きてはいけない、あるいは組合の財政基盤が損なわれるごとがあつてはいけないという点は、確かにこの制度の導入を行います場合の非常に大きな問題点でございます。

しかし一方、その債務保証に対する要請といふものも非常に強いということで、私どもいたしましては、そのバランスをとる意味で、今回組合が債務保証を行います場合には、一組合員当たりの保証の限度額をあらかじめ明定をする、あるいはその保証を履行する義務が発生した場合に、その履行を担保し、かつ一定の限度で歯どめがかかるという意味で、基金の設定をするというような形で、債務保証の結果、不測の損害が広範に組合あるいは組合員の負担にかかるいくということを防ぐような仕組みを考えているわけでござります。

先生が御指摘の住宅保証機構というものは建設省の方で御所管になつておるわけでござりますが、私も承知しておる限り、県のレベルにおきまして財團法人というような形で、第三セクターの機能が営まれておるというふうに承知しておる

わけでございまして、國が直接これを助成するという制度になつておらないというふうに承知しておるわけでござりますけれども、この制度が組合の保証制度に対する一つの参考例になるものかどうか、これも私どもの今後の一つの研究課題にさせていただきたい、かように思います。

○渡辺(嘉)委員 保証限度基金の設定その他、いろいろなことをこれから検討していきたい、こうしたことですが、私は、それならそれでいいのですけれども、じゃあ、自己資本に対して保証限度をどのくらいのことを考へるかということですね。この点をこの際明らかにしておかれる方がいいのではないかということと、それから、それがどの県でやつておりますが、住宅の方は國の方からも指示しておりますが、私はやっぱりこれからこういうことをやつしていくことをひとつお願いをしておきたい。

それからもう一つ、品質保証、表示の問題ですけれども、組合で品質保証、これは一〇〇%ウーリですよとか、これは間違いなく十年もつものですよとか、いろいろな品質表示を保証つきでやる場合、大きなメーカーですと自分のところの会社でやるわけですが、中小企業の場合には組合でこれをやれるのかどうか。もしそうした場合には、今度品質表示をしたので、それに対しても瑕疵をついた組合員があつた場合、品質表示法の関係でいろいろな規制はありますけれども、組合が消費者から損害賠償の請求なんか受けた場合にはどうなるのか。だから、この品質表示の問題は今度の債務保証とは全然関係がないのか、入れてないのか入れるのか、この点をひとつお聞かせ願いたい。

○中澤政府委員 最初に、あらかじめ組合の自己

資本に対する準備金なり基金あるいは債務保証の限度を明確にしておいた方がいいのではないかといふ御指摘でござりますけれども、これはやはり組合の実態によりまして、それぞれ債務保証を行います能力なり組合員としての意識の問題等がございますので、一律に私どもの方でこれこれの比率とすることをあらかじめ指示する、あるいは指

定するということはむしろいかがかというふうに考えておりまして、組合の自主的な判断、民主的な運営にまちたいというふうに考えております。

さらに、品質保証の問題あるいは品質表示の問題でござりますけれども、今回の改正に直ちにこれが直結するということはないかと思います。た

だ、場合によりましては、明示的な方法で顧客に対してその品質を組合として保証する表示と申しますが、記載がござりますれば、やはり今回の改正の内容に含まれると思ひますけれども、一般的には、組合が認定したマークといいますか、ある一定の表示をつけたことによりまして、組合が、組合員によつてつくられた品質の性能あるいは機能の保証をする、債務保証に及ぶというふうには直ちに考えられないかと思います。

○渡辺(嘉)委員 そうすると、もう一遍承りますが、品質表示を組合としてやつた、これは今度の債務保証の枠内ではない、こういうことですか。

○中澤政府委員 恐らくこれは具体的にケースを特定しないとなかなか確定しにくい問題かと思ひます。と申しますのは、ある一定の品質なり性能なりを組合として明示的に保証するということが、取引関係あるいは販売の時点で明らかに明示されておるということでござりますれば、今回の保証範囲の一環になるというふうに考えられます。ただ、私どもが承知しておりますのは、ある組合員のところでつくられたものであるという単純なマークとか、一つのデザインを表示するようなものでありますと、何を組合は保証したかといふことは非常にあいまいなわけでござります。そ

うしますと、今回組合法で改正しておりますのは、組合としての非常に明らかな債務を保証するわけではなくて、いわゆる品質の表示ですから、中身はこういうもので、こういう機能があつて、こういう品質なんだ、こういったことですから、そうする

と当然それは債務保証の中に入つて、組合としても責任を持ってやつていく、こういうふうに理解していいわけですね。

○中澤政府委員 先生御指摘になりましたよう

に、非常に明示的に、しかも確定的に物の品質を担保するということが明らかに表示されておつ

て、しかもそれが組合の責任において担保するということが表示されれば、組合がその品質なり性能を保証したということになるかと思いま

す。したがつて、この規定に該当するかと思います。しかし、具体的な案件が限定されませんと、なかなか一般的にはお答えしにくいことでござります。したがつて、この規定に該当するかと思いま

す。それとともに、もう一つついでに聞いておきま

すが、それを企業組合で定期制を設ける場合

も、あるのですね。そうした場合に、定期で六十五歳、大体企業組合の定期は六十くらいでは切らなければなりません。むしろ六十五くらいで切るのですが、定期等でこれを労働から外した場合どうなるのか、これを承りたい。

○中澤政府委員 御指摘のように、企業組合の性格は、資本、労働あるいは経営能力といふものを一体として組合に投入いたしまして、いわば一個の企業体としてこれが經營されていくというところに特色があるということでござります。したがいまして、今回の制度改善につきましても非常に慎重を期したわけでござりますけれども、今お話しのよう、いわば世代交代のために次第に従事比率等の減少が行われていくということで、真にやむを得ない場合に限つて緩和をすることにいたしましたが、それと並んで、企業体として、あるいは企業組合としての持続性、一体性が今後とも十分図られていくというふうに、私どもといったお話をござります。

心身の故障とは何かということでござりますけれども、負傷をした、あるいは疾病を得たという

ことが一般的なケースでございますけれども、必ずしも特にその原因を問わないわけでございまして、企業組合に従事することが困難になつたという場合は当然これに入るわけでございまして、いろいろな事情を考慮いたしまして、社会通念上勇退されることが適当だという場合にこれを考へるわけでございます。六十五歳定年がこれに該当するのかどうかということは、必ずしも一義的には組合の中のメンバーの総意としてそういうものが引きまして、しかも、老齢に達した方がみずから線が引かれないわけでござりますけれども、要は、おきまして、自主的な運営の方針に待ちたいということの気持ちとしても後継者に譲りたいということであれば、この規定に該当していくと考えております。

だ税制だといふような型どおりのことを言いがちでござりますけれども、同じ金融にいたしましても、同じ税制にいたしましても、そこにきめ細かい、奥深い配慮が当然あるわけでございまして、今後はこのよろんな観点からさらに温かい配慮のあらうと考えております。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺(嘉)委員 終わります。

○梶山委員長 浜西鉄雄君。

○浜西委員 大臣もお疲れでしょうし、我々も食事抜きの委員会ということで大変基準法違反であります。そこで、最初に申し上げておきました。

後ほど、中小企業の中央会の事業の関係とあわせて大臣に答弁を願いたい、そのことをまず冒頭に申し上げておきます。答弁は最後で結構だと思ひます。どうぞその間に食事をされてください。

さつきから二名の委員それぞれ質問をなさっておりますが、基本的には、こういった思いやりのある法改正といふことも必要けれども、何としても日本経済の六〇%を占めるという消費経済を中心になって、つまり国内需要が盛んになって初めて中小企業の仕事といふものがあえてくる、需要があえてくる、そういうものに目を向けてください。根本的な中小企業の活性化はない、私はそのよう思います。したがつて、こういった観点から、行政の中におられるわけで、大臣の基本的な問題についての考え方を、中央会の事業の関係とあわせて最後に御答弁願いたいと思います。

そこで、今回の法改正の中で私ははたと気がついたのですが、小組合というのがあります。小組合と事業協同組合との性格の違い、あるいは手続的にどんな違いがあるのか、どういういきさつで小組合ができるのか。つまり五人以下の小回りのきく、それこそ一〇〇%お互いが労働者であり事業主だといふ、そういうものかなと思ってみたり、その辺の根拠なり性格づけなり、違ひの点、税制の違ひだと補助金の違ひとか、何かどこかに違ひがあるのかどうなのか、こうい

う制度の中身についてまず冒頭教えてもらわなければいけませんので、その辺の説明をお願いいたします。

○栗屋政府委員 お答え申上げます。

事業協同小組合でございますが、これは先生御高承のとおり、昭和三十二年の協同組合法の改正の際に追加的に取り入れられた制度でございまして、一言で言えば零細企業者のための小型の事業協同組合とも言えるものでございますけれども、その実施事業の内容自体につきましては、協同組合と全く同一のものを考へておるわけでございまして、両者の違いは専ら組合員たる資格にあるわけござります。

組合員たる資格といたしましては、既に御指摘のとおりでございますが、一つは主として自己の勤労によって事業を行う事業者といたしましては二人ということで、五人ないし二人を超えないもので定款で定めたものということになっております。それから、小規模性といたしましては、おおむね常時使用する従業員の数が五人、これは製造業の場合でございますけれども、商業とかサービス業を主たる事業とするものにつきましては二人ということで、五人ないし二人を超えないもので定款で定めたものということになります。

それから、事業協同組合と事業協同小組合との関連につきまして、一つは零細事業者を事業協同組合にいわば団体加入をさせるということによりまして、事業協同組合が持つております共同事業の各種の施設を積極的に利用させるという目的で、事業協同小組合に他の事業協同組合の組合員として加入できる資格を与えておるというような点につきまして若干の相違があるわけでございま

すことが、何か無用の長物のような気がいたしまでので、これはお互に検討課題にしておきたいと思うのですが、ちょっとこれには疑惑を感じております。

次に、今さつきも、最初の奥田委員の質問に対する答弁にもありました、保証問題ですね。そ

うに中澤長官はお答えになりましたが、指導といふのは、限度額の具体的な指導をされているのかどうなのか。実は私は、地元の山口県の、これはたまたま建設協同組合連合会、これの事業規定といたしましては、最高二千万円という規定になつておるわ

けですね。そうすると、全国でそういうふうな指導をしておるのか、それはましまで、めいめい勝手に能力に応じてやつて、最終的には総会か何かで恐らくそういうものをきちっと決めるとい

う段取りだらうと思いますが、今さつき答弁にありました、保証額を指導しておるという指導とは、その金額なのか、その扱いの指導なのか、その指導の中身がちょっとわかりませんので、その辺をまだお聞きをしておきたいと思います。

○中澤政府委員 あるいは私の御答弁が舌足らずだったかと思いますが、指導しておるというの

正確ではなかつたと思います。

この法律が制定されますれば、債務保証の範囲が広かりますので、それのかかわります債務保証につきまして、模範定款例等によりまして、組合が規約によつてその限度、すなわち一組合員当たり保証を行う限度を定めるように指導をしていく、模範定款例と申しますか、そのような規約を設定するように組合を指導していくということでございまして、先生が御指摘になりましたように、

その個別の額を特定して指導するというのではなくて、むしろ規約によつてその限度額をそれぞれの組合で自主的に決めるように、あらかじめ決めてしまつておくように指導するという趣旨でござります。

したがいまして、これも先生が御指摘になりましたように、それの組合におきまして、定款に

よります規約によつて決めますので、総会等の決議、決定を要するわけでございまして、組合員の意向がそれに反映されることによって、あらかじめ限度額が決まっておるというふうな形で担保されいくといふうに御理解いただければと思いま

す。そこで、この保証能力の関係が生じてくると思うのです。

○浜西委員 これは定款で保証限度額を決めるところ、これは四十一條の総会の中で決めるこ

とにになっておるようですが、今さつきも同僚議員なども、それはそれなりに総会で決めてもらえばがこのことについてかなり詳しく質問いたしましたが、最高限度額が、今の中澤長官の答弁を聞きますと、やはりそれの模範的なものは示すべきでござります。

○浜西委員 これは定款で保証限度額を決めるところ、これは四十一條の総会の中で決めるこ

とが往々にして実例もあつたようですし、一つの例を言っておきますと、例えば下関、山口県ですが、水道工事の事業者ですね、水道事業者が組合をつくつておるわけですが、電気工事会社ですね、中国電力の下請、これは大きいわけですが、その電気工事の会社は資金力なり力があるわけですか、水道工事まで仕事を取つて、そうして中小の水道のさらに又請をさせる。悪く言えばピンはねをするというような動きが過去にあつたので、業者が一致団結をして、いろいろな方法を講じて何とかそれは避けたけれども、そういうものがひしむしと感じられるが、全国的には一体どうなつておるのだろうという、まさに現実的な質問が私の方にやつてしまいまして、そこで全国事情として、そういう中小企業が絶えず脅かされる状態にあるわけですから、そういう実例がほかにないのかあるのか。ただ単に山口県の一下関方面で起こつたことで、全国的にはそういう憂いは全くないということであればそれで結構だと思いますが、ということであればそれで結構だと思いますが、全国的にそれはどうなつか、ひとつ建設省あたり、実例があればちょっと教えていただきたい。

○豊島政府委員 電力会社の子会社である電気工

事会社が水道工事をやつているかどうかというこ

とでございまが、私ども、調査いたしたところ

によりますと、全体の仕事の中では非常に小さい

ということで、現に全く水道工事は行つていない

という会社もございます。

それから水道工事をやる場合の内容でございま

すが、大体は屋内で空調施設等を取りつける電気工事、それに伴つて水道工事をやつしているというのがかなり大部分であるということでございま

す。

そんなこともございまして、実際問題として、電気工事業者と水道工事業者との間で、先ほど先

生の御指摘になつたようなトラブルがあちらでもこちらでも起つてゐるかといふと、我々として

は、余り起つておるとは聞いておらないわけでございますが、いずれにいたしましても、そういう事態があるかどうか、御指摘もございましたの

で、実態把握に努めていきたい、このように感じておる次第でござります。

○浜西委員 今の答弁でいきますと、屋内工事の

ような程度のことと、そう大々的に侵入してくる

というような状態でないというふうに受け取られ

ますから、それが事実ならば、仕事の性質上、そ

の程度ならあり得ることとして受けとめておきま

すが、やはりいつも中小の皆さん方は、そういう

資本力のある大企業に仕事を取られるというおそ

れがいつもあるわけですから、ひとつ通産省とし

てもいろいろな機会に、そういつたことのないよ

うに、他の省庁との関連もござりますから、適切

な指導なりそういうきちっとした保護政策と申しますが、そういうものに努力を続けてもらいたい

と思います。

そこで、次の出資持ち口数の制限の緩和の問題に行きますが、これはいろいろな歴史を経て、今日世代交代その他いろいろありますと、このことについて基本的に異論はありませんが、ただ一つ、違う業種が集まつた一つの組合、異業種組合、この場合にはもつと緩和をさらに拡大してもいいのではないか。例えば百分の五十ぐらいでもいいのではないか。例えば百分の五十ぐらいでもいいのではありませんかという意見があるわけであります。

例を申し上げておきますと、適切なものは今ございませんが、例えば結婚式、セレモニーの組合があるとします。すると、それには貸し衣装もある

、引き出物の販売もある、新婚旅行のあつせん

もある、家具調度品もある、あるいは新住居建設、まあ墓場まではいかぬにしても、一連のそういう

業種と申しますが、そういうふうなことで組合を結成した場合は、これはやはりいろいろ性格の違つたものが集まつてやるわけですから、その場合の持ち口数は最高限度の百分の五十ぐらいあつた

方がそういう組合をつくりやすい、運営しやすい

という面もあるわけですが、この問題について過

去そういった要望があったのかどうかわかりませ

んが、この関係について考え方だけをひとつ聞い

ておきたいと思います。

○中澤政府委員 最近の組合事業の傾向といたし

まして、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち口数の緩和というものをさらに大幅にできないかともいうことも、検討段階では組合の一部からの要望もありまして、真剣に研究した次第でございます。

私も、政策的な方向といたしましては、異業種組合の振興ということについては積極的な姿勢を持っておりまして、今回の予算におきましても、他省庁との関連もござりますから、適切な指導なりそういうきちっとした保護政策と申しますが、そういうものに努力を続けてもらいたい

と思います。

そこで、次の出資持ち口数の制限の緩和の問題に行きますが、これはいろいろな歴史を経て、今日世代交代その他いろいろありますと、このことについて基本的に異論はありませんが、ただ一つ、違う業種が集まつた一つの組合、異業種組合、この場合にはもつと緩和をさらに拡大してもいいのではないか。例えば百分の五十ぐらいでもいいのではありませんかという意見があるわけであります。

例を申し上げておきますと、適切なものは今ございませんが、例えば結婚式、セレモニーの組合があるとします。すると、それには貸し衣装もある

、引き出物の販売もある、新婚旅行のあつせん

もある、家具調度品もある、あるいは新住居建設、まあ墓場まではいかぬにしても、一連のそういう

業種と申しますが、そういうふうなことで組合を結成した場合は、これはやはりいろいろ性格の違つたものが集まつてやるわけですから、その場合の持ち口数は最高限度の百分の五十ぐらいあつた

方がそういう組合をつくりやすい、運営しやすい

という面もあるわけですが、この問題について過

去そういった要望があったのかどうかわかりませ

んが、この関係について考え方だけをひとつ聞い

ておきたいと思います。

○浜西委員 私が地方へ行きましたて実態を見たわけですが、これは全国的にはどうか知りません

が、山口県は非常に少ないわけでした、広い体育場みたいなものは全くありません。これは地域の皆さん方のコミュニケーションの場として中小企

業の仕事を理解してもらつたり、あるいはそのこ

とを通じて仕事がふえていくということで大変必

要だと私は思います。

しかし、そういう施設がなかなか見当たらぬ、

ずっと調べてみましても、研修所のようなもの、

つてもらって親しくするというようなものに高度

まで、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち口数の緩和というものをさらに大幅にできないかともいうことも、検討段階では組合の一一部からの要望もありまして、真剣に研究した次第でございます。

私も、政策的な方向といたしましては、異業種組合の振興ということについては積極的な姿勢を持っておりまして、今回の予算におきましても、

活路開拓事業等に異業種連携組合ということで、異業種連携組合の支援を行つていうことも決めてお

ります。

また、組合制度といたしましても、オルガナイ

ザーの役割を果たすという意味で、この組合の持

ち口数の例外をさらに広げるべきだという考え方

も当然のこととしてあるわけございませんけれども、今回の改正ではむしろ同業種組合としての出

資持ち口数の制限緩和という要望が一方で強くございましたので、これとの要件を合わせるという

意味で、一定の要件に該当する場合に限つて、ほ

かの立法例を参考といたしまして百分の三十五と

いう形で緩和をしたわけござります。

今後の問題としては、異業種連携組合の振興策の一環として、ほかの組合とのバランスを考えながら、今後の検討課題として引き続き残してまいりたいと思っております。

○浜西委員 私が地方へ行きましたて実態を見たわけですが、これは全国的にはどうか知りません

が、山口県は非常に少ないわけでした、広い体育

場みたいなものは全くありません。これは地域の

皆さん方のコミュニケーションの場として中小企

業の仕事を理解してもらつたり、あるいはそのこ

とを通じて仕事がふえていくということで大変必

要だと私は思います。

しかし、そういう施設がなかなか見当たらぬ、

ずっと調べてみましても、研修所のようなもの、

つてもらって親しくするというようなものに高度

まで、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち口数の緩和というものをさらに大幅にできないかともいうことも、検討段階では組合の一一部からの要望もありまして、真剣に研究した次第でございます。

私も、政策的な方向といたしましては、異業種組合の振興ということについては積極的な姿勢を持っておりまして、今回の予算におきましても、

活路開拓事業等に異業種連携組合ということで、異業種連携組合の支援を行つていうことも決めてお

ります。

また、組合制度といたしましても、オルガナイ

ザーの役割を果たすという意味で、この組合の持

ち口数の例外をさらに広げるべきだという考え方

も当然のこととしてあるわけございませんけれども、今回の改正ではむしろ同業種組合としての出

資持ち口数の制限緩和という要望が一方で強くございましたので、これとの要件を合わせるという

意味で、一定の要件に該当する場合に限つて、ほ

かの立法例を参考といたしまして百分の三十五と

いう形で緩和をしたわけござります。

今後の問題としては、異業種連携組合の振興策の一環として、ほかの組合とのバランスを考えながら、今後の検討課題として引き続き残してまいりたいと思っております。

○浜西委員 私が地方へ行きましたて実態を見たわけですが、これは全国的にはどうか知りません

が、山口県は非常に少ないわけでした、広い体育

場みたいなものは全くありません。これは地域の

皆さん方のコミュニケーションの場として中小企

業の仕事を理解してもらつたり、あるいはそのこ

とを通じて仕事がふえていくということで大変必

要だと私は思います。

しかし、そういう施設がなかなか見当たらぬ、

ずっと調べてみましても、研修所のようなもの、

つてもらって親しくするというようなものに高度

まで、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち口数の緩和というものをさらに大幅にできないかともいうことも、検討段階では組合の一一部からの要望もありまして、真剣に研究した次第でございます。

私も、政策的な方向といたしましては、異業種組合の振興ということについては積極的な姿勢を持っておりまして、今回の予算におきましても、

活路開拓事業等に異業種連携組合ということで、異業種連携組合の支援を行つていうことも決めてお

ります。

また、組合制度といたしましても、オルガナイ

ザーの役割を果たすという意味で、この組合の持

ち口数の例外をさらに広げるべきだという考え方

も当然のこととしてあるわけございませんけれども、今回の改正ではむしろ同業種組合としての出

資持ち口数の制限緩和という要望が一方で強くございましたので、これとの要件を合わせるという

意味で、一定の要件に該当する場合に限つて、ほ

かの立法例を参考といたしまして百分の三十五と

いう形で緩和をしたわけござります。

今後の問題としては、異業種連携組合の振興策の一環として、ほかの組合とのバランスを考えながら、今後の検討課題として引き続き残してまいりたいと思っております。

○浜西委員 私が地方へ行きましたて実態を見たわけですが、これは全国的にはどうか知りません

が、山口県は非常に少ないわけでした、広い体育

場みたいなものは全くありません。これは地域の

皆さん方のコミュニケーションの場として中小企

業の仕事を理解してもらつたり、あるいはそのこ

とを通じて仕事がふえていくということで大変必

要だと私は思います。

しかし、そういう施設がなかなか見当たらぬ、

ずっと調べてみましても、研修所のようなもの、

つてもらって親しくするというようなものに高度

まで、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち口数の緩和というものをさらに大幅にできないかともいうことも、検討段階では組合の一一部からの要望もありまして、真剣に研究した次第でございます。

私も、政策的な方向といたしましては、異業種組合の振興ということについては積極的な姿勢を持っておりまして、今回の予算におきましても、

活路開拓事業等に異業種連携組合ということで、異業種連携組合の支援を行つていうことも決めてお

ります。

また、組合制度といたしましても、オルガナイ

ザーの役割を果たすという意味で、この組合の持

ち口数の例外をさらに広げるべきだという考え方

も当然のこととしてあるわけございませんけれども、今回の改正ではむしろ同業種組合としての出

資持ち口数の制限緩和という要望が一方で強くございましたので、これとの要件を合わせるという

意味で、一定の要件に該当する場合に限つて、ほ

かの立法例を参考といたしまして百分の三十五と

いう形で緩和をしたわけござります。

今後の問題としては、異業種連携組合の振興策の一環として、ほかの組合とのバランスを考えながら、今後の検討課題として引き続き残してまいりたいと思っております。

○浜西委員 私が地方へ行きましたて実態を見たわけですが、これは全国的にはどうか知りません

が、山口県は非常に少ないわけでした、広い体育

場みたいなものは全くありません。これは地域の

皆さん方のコミュニケーションの場として中小企

業の仕事を理解してもらつたり、あるいはそのこ

とを通じて仕事がふえていくということで大変必

要だと私は思います。

しかし、そういう施設がなかなか見当たらぬ、

ずっと調べてみましても、研修所のようなもの、

つてもらって親しくするというようなものに高度

まで、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち口数の緩和というものをさらに大幅にできないかともいうことも、検討段階では組合の一一部からの要望もありまして、真剣に研究した次第でございます。

私も、政策的な方向といたしましては、異業種組合の振興ということについては積極的な姿勢を持っておりまして、今回の予算におきましても、

活路開拓事業等に異業種連携組合ということで、異業種連携組合の支援を行つていうことも決めてお

ります。

また、組合制度といたしましても、オルガナイ

ザーの役割を果たすという意味で、この組合の持

ち口数の例外をさらに広げるべきだという考え方

も当然のこととしてあるわけございませんけれども、今回の改正ではむしろ同業種組合としての出

資持ち口数の制限緩和という要望が一方で強くございましたので、これとの要件を合わせるという

意味で、一定の要件に該当する場合に限つて、ほ

かの立法例を参考といたしまして百分の三十五と

いう形で緩和をしたわけござります。

今後の問題としては、異業種連携組合の振興策の一環として、ほかの組合とのバランスを考えながら、今後の検討課題として引き続き残してまいりたいと思っております。

○浜西委員 私が地方へ行きましたて実態を見たわけですが、これは全国的にはどうか知りません

が、山口県は非常に少ないわけでした、広い体育

場みたいなものは全くありません。これは地域の

皆さん方のコミュニケーションの場として中小企

業の仕事を理解してもらつたり、あるいはそのこ

とを通じて仕事がふえていくということで大変必

要だと私は思います。

しかし、そういう施設がなかなか見当たらぬ、

ずっと調べてみましても、研修所のようなもの、

つてもらって親しくするというようなものに高度

まで、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち口数の緩和というものをさらに大幅にできないかともいうことも、検討段階では組合の一一部からの要望もありまして、真剣に研究した次第でございます。

私も、政策的な方向といたしましては、異業種組合の振興ということについては積極的な姿勢を持っておりまして、今回の予算におきましても、

活路開拓事業等に異業種連携組合ということで、異業種連携組合の支援を行つていうことも決めてお

ります。

また、組合制度といたしましても、オルガナイ

ザーの役割を果たすという意味で、この組合の持

ち口数の例外をさらに広げるべきだという考え方

も当然のこととしてあるわけございませんけれども、今回の改正ではむしろ同業種組合としての出

資持ち口数の制限緩和という要望が一方で強くございましたので、これとの要件を合わせるという

意味で、一定の要件に該当する場合に限つて、ほ

かの立法例を参考といたしまして百分の三十五と

いう形で緩和をしたわけござります。

今後の問題としては、異業種連携組合の振興策の一環として、ほかの組合とのバランスを考えながら、今後の検討課題として引き続き残してまいりたいと思っております。

○浜西委員 私が地方へ行きましたて実態を見たわけですが、これは全国的にはどうか知りません

が、山口県は非常に少ないわけでした、広い体育

場みたいなものは全くありません。これは地域の

皆さん方のコミュニケーションの場として中小企

業の仕事を理解してもらつたり、あるいはそのこ

とを通じて仕事がふえていくということで大変必

要だと私は思います。

しかし、そういう施設がなかなか見当たらぬ、

ずっと調べてみましても、研修所のようなもの、

つてもらって親しくするというようなものに高度

まで、異業種連携あるいは異業種連携組合が次第に活発化していくという事態は御指摘のとおりでございます。また、率直に申しまして、たゞ、ま先生が申されましたように、異業種連携の場合に組合の持ち

仁賀金といふ種の法便でいいのかどうかの問題

○中澤政府委員 専ら近隣の地域住民のために、  
きしておきたい。

あるいはその用に供するための施設と申しますが、体育館等を組合が設置するということにつきましては、これは高度化事業の趣旨から申しまして該当しないということだと思います。

○浜西委員 わかりました。  
して、それを地域住民に開放するということを兼ねる場合は当然高度化事業の対象となるというふうに御理解いただきたいと思います。

そこで次へ進みますが、さつきも同僚議員が申し上げましたように、企業組合制度の改善でこの

これがやがてやがてくる反面、時代の趨勢で、言つてみれば世代交代などのそういう条件もあってこうすべきだというふうになつたと思うのですけれども、しかし、本来的にそれぞれが資本家であり労働者であり、一体のものだという趣旨からやはり離れていくといふ危険性がこの中では感じられるということになります。一つあります。

それから、それらをつなぐものとして統一的な指導教育というものがなされないと、組合の一つの団結と申しますか、事業でしっかりとお互に協力し合っていくことが、何か一つそこに失敗が起きてみたり、あるいは何かそこに外部的な要素が起ると、その組合の運営がうまくいかなくて、支離滅裂で分散をするというおそれもあるし、あるいは持ち株の関係でボス支配になるとか、何やらかにやらまだまだ危険性もこの中にあらうと思うのです。

したがって、今回のこういった企業組合制度の改善をよりよくするために、それを裏づけるために、運営をスムーズにいかすために、もつと統一的な国の政策として、そういう教育と申しますが、関係者に対してパンフレットでやる場合もあるだろうし、県単位ぐらいでそのための研修を年何回か行うとか、そういう計画的な、統一的なそれを

補完するものとしての教育指導というもののがあってしかるべきだと思いますが、この点についてお考えがあつたら聞いておきたいと思います。

○中澤政府委員 御指摘のよう、組合の継続性を維持するため、ある程度の要件を緩和すると

したことと、組合の一体性の保持ということを守っていくということは二律背反の面があるというふうなことがあります。このバランスをいかにどるか

そういうことが今回の改正でも非常に意を尽くしたこと申しますが、相当突っ込んだ研究をしたわけで

ただ、これを補完するものとして、組合事業の  
設けたつもりでござります。

一環として組合員に対する指導教育あるいは組合員の意識の保持のための研修を行うということは、

必須の問題だというふうに考えておりまして、従来も、組合事業の中核でございまます指導事業には多くの精力と助成をしてきたわけでございますが、今後ともこの指導事業につきましては力を入れてまいりたいと思っております。

現状いたしましても、組合に対します実地指導につきましては、組合数、延べで申しますと七万一千件という組合数、これは延べ数でございま

すが、対しまして十萬件数というような、非常に膨大ないろいろな形での実地指導をしておりま

○浜西委員 ひとつその点は今後も十分な指導教育をお願いしたいと思います。

育ををお願いしたいと思います。

入れてまいりたいと思っております。

組合員の組合に対する意識の向上と申しますが、

一体性の問題に対します指導につきましても力を

そこで次は、これはややこしいのですが、まずこれから聞いておきたいと思います。協同組合制

○中澤政府委員 推定相続人の定義でござりますけれども、これは今回の場合でいえば、その組合員が仮に死亡いたしました場合に、現状でその相続が開始されれば直ちに相続人となるはずの者を言いまして、例えばでござりますけれども、組合員に配偶者または子がいる場合でござりますれば、配偶者及びその子が推定相続人となるということでございます。

○浜西委員 概念的にはそれでわかりましたが、じゃ例えれば例を申し上げておきます。

大体普通子供という、常識的にはそうなると思いますが、例えば娘婿で優秀な大工さん、これは後継ぎにいいのじゃないかというような場合も含まれるかどうか。むしろ具体的に言つた方がいいと思いますが、一般的に男の子がおらないで娘の場合には娘というになりますが、事業の性格からいってその娘さんということになる。その場合はどうなるか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○中澤政府委員 推定相続人、すなわち相続された場合の相続人に当たるものでござりますので、この例でござりまするとその娘さんが相続人でございますので、その娘婿はこれに該当しないということがあります。

○浜西委員 それじゃちょっとと聞きますが、私は、優秀な弟子で娘婿というふうな人も含めた方がより現実的ではないかと思うのですけれども、そういう方がいいという説明と申しますか論拠といふか、これを、じゃ逆に聞かしてください。

○中澤政府委員 ちょっとと補足いたしますけれども、先ほどの例でも、娘婿さんが養子である、あるいは法定相続人であれば当然よろしいわけですがあります。

一般的に推定相続人に限定したということの趣旨でございますけれども、これは例えは番頭さんであるとか、あるいは一般の組合に働いておる職員にもこの資格を与えるべきではないかという議論も確かにあつたわけでござりますけれども、やはり今回の改正では、組合員たる地位を生前にそ

の相続人に引き継ぐと、いうことが組合員としての継続性を保持するということで、その事業を現に行っていないけれども、相続人に対して生前の贈与を認めるということに限定してこれを認める。これは協業組合の一つの性格から出てきたわけでございまして、先生が御指摘になりましたような従業員のうち、あるいはその組合に従事しておる者のうち、その組合の中で一定の地位を認めたらどうかという点につきましては、その組合の員外役員というような形で組合に参加していくなどといふことで、その業務能力を組合に生かすという道もあるということから、今回の改正では取り入れられなかつたという経緯があるわけをございます。

○浜西委員 大体その辺の、しかし員外役員という道があるというわけですから、さしむき生態とすれば差し支えないような気をしてまいりましたが、これはひとつ私も研究をいたしますし、政府側においてもこの扱いについて、将来いろいろまた機会があるのですから、十分検討していただきたいと思います。

そこで、火災共済の関係ですが、これは全国事  
情をちょっとと知りたいわけですけれども、山口県  
の場合は大変実情が火災共済事業と申しますか、  
良好な経過をたどつておると思います。今のところ  
一千二百億円で参加人員が二万四千五百人とい  
ふう聞いておりますので、これが順調にいく  
ことは結構なんですが、全國的には政府としてど  
のように把握をされておるか、うまくいっている  
のかどうなのか、その辺の実情だけを説明してもら  
らいたい。

○中澤政府委員 全国ベースにおきます組合の数  
とその状況でござりますけれども、現在都道府県  
単位の地区組合が四十一組合ございます。また、  
業種別組合として二組合ございまして、これらが  
設立されておるわけでございます。組合員の数と  
いたしまして約九十八万人、出資総額が五十三億  
円、契約総額が六兆六千五百六十九億円といううこ  
とで収入共済金が約百五十一億円ございまして、

非常に順調な業績を全国的にも上げておるという  
ことが言えるかと思います。

○浜西委員 結局これが一般の者つまり百分の二十までは他の者が利用できるということですか  
ら、これからもそういう意味では事業が少し発展する、ふえていくことでさらに関営がやりやすくなるという意味で、この問題については歓迎しておきたいと思います。

さて、次の関係ですが、中小企業団体の中央会議事録の関係ですが、現在検定試験の中身と申しますと、

すか科目と、どうか、これをお私は全然わかりませんので、何が聞くところによると制度、運営、会計といふやうなばつばつと出るのですが、これをちゃんと説明していただけませんか。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

○洪西委員 そこで、この組合制度の関係、運営会計ということを並べてみますと、ある意味ではオルガナイザー的な役割を果たすための人材育成にも見えるわけですが、この試験を始めた動機とそれからその試験を受けた人の資格、それがどうか、検定に受かった人、これの運用の仕方などいろいろ使い方、これは大体どういう目的で、現状はどういうふうなことに試験を受けて受かった人が使われておるのか、その実態をちょっと聞かしてください。

○中澤政府委員 組合の運営自体もそうでござりますけれども、組合の運営を指導あるいは連絡するというような組合の中央会、あるいはそれをさ

統括いたします全国中央会もございます。この  
ような組織につきましては、それに従事する職員  
の方、あるいは連絡員の方、指導員の方、それぞ  
れ組合に対します十分な知識と、それから組合の  
活動につきましての現実の理論と申しますか、識  
見というものを要求されることは当然でございま  
す。先ほどお話ししましたような科目の内容につ  
きまして一定の試験をいたしまして、その試験に  
合格した方が組合活動あるいは連絡活動におきま  
す職員として、その試験の合格者が極力これに登  
用されるよう、私どもいたしましても指導し  
ておるわけでござりますけれども、そういう知識  
検定を受けることによりまして、組合の方々から  
もその能力が評価されるということが浸透してい  
くことが望ましいわけでござります。

今回、法定事項としてこの検定試験を特記いた  
しましたことも、まさに法律事項になりますこと  
によつて、さらに一層この組合士と申しますか、  
組合試験に合格した方が組合の内部あるいは外部  
から評価されまして、その能力がおのずから高ま  
つていくと、こと期待した次第でございま  
す。

○浜西委員 そこで、だんだんとこの辺の重要性  
があつて今回法定事項というふうになつてきましたと  
思ひます。

うのは面倒くさい。しかも県の方にも出さにやがぬ、中央会にも書類を出さなければいかぬ。十  
分に面倒だ。面倒だということと、とかくうまくか  
み合わないことだつてある。やはりそこにはきち  
つとした指導者がおつて、そのことにについて注  
意を払つて事務局体制がうまくいくように指導し  
オルガナイザーの役目を果たすということが、こ  
れからの中小のこういった団体の活性化にも大い  
に役に立つと私は思います。

したがつて、冒頭に私は大臣の答弁をお聞  
かねたいということとあわせて、この問題について同  
家資格を与えるべきだと、私は強い一つの要請な  
り信念を持っております、意見を持つております  
大臣の、このことに対するお考え、ます聞いてお  
きたいし、それから、冒頭申し上げましたようだ  
法的な手続的いろいろなことを手直しをして、  
よりよくするということ也非常に大事であります  
けれども、基本は、我が国の経済政策の一一番根柢  
である消費活動が活発でなければ内需拡大には  
ながらない。だから、これはただ単に、それこ  
通産省だけがこのことを考へるのではなくして、  
行政の中にあって通産大臣としても、他の省庁一  
も絶えずそいつた機会をとらまえて、やはり内  
需要を盛んにすることについてのいろいろな方  
導なり発想なり、あるいはチャンスを見ていろ  
る国会に提案されるようなことなど含めて、積

種指国軒つおなほい人

方々に活躍していただきたいという気持ちでございます。まさにそのためこそ、今回法定事項として組合に関する知識の検定という問題を中央会の事業として明定したわけでございます。

ただ、これを国家試験にするということにつきましては、一般的な全般の政府の方針といたしまして、國家試験を限定的に取り扱うということで、從来國家試験として、あるいは国家的な登録として行われてきたものも民間に移譲するというような現状でござりますので、この点につきましてはむしろ今回の法改正を契機に、実質的にこの組合検定の信用と申しますか成果というものが定着していく方向で私どもも予算上、制度上あるいは行政上も支援していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○小此木國務大臣 言うまでもなく我が国の中小企業は、事業所の数からいっても従業者の数からいってももう日本のほとんどを占めるものでございまして、その重要性は今さら私が申し上げるまでもなく、我が国経済の原動力となつているものでございます。このため今後も中小企業対策に私どもは万全を期していくことは言うまでもございませんけれども、そういう中ににおいて内需の拡大ということを今後、どういうふうにやっていくのかという御質問でございます。

日本経済全体を見ますと、確かに、先ほどの質

うのは面倒くさい。しかも県の方にも出さにやがぬ、中央会にも書類を出さなければいかぬ。十  
変煩瑣だ、面倒だということとで、とかくうまくかみ合わないことだつてある。やはりそこにはきなつとした指導者がおつて、そのことについて注目  
を払つて事務局体制がうまくいくよう指導し、オルガナイザーの役目を果たすことが、これからの中のこういった団体の活性化にも大いに役に立つと私は思います。

したがつて、冒頭に私は大臣の答弁をお聞きしたいということとあわせて、この問題について同  
家資格を与えるべきだと、私は強い一つの要求す  
り信念を持っております、意見を持つております  
大臣の、このことに対するお考え、ます聞いてお  
きたいし、それから、冒頭申し上げましたようう  
法的な手続的いろいろなことを手直しをして、  
よりよくするということも非常に大事であります  
けれども、基本は、我が国の経済政策の一一番根柢  
である消費活動が活発でなければ内需拡大には  
ならない。だから、これはただ単に、それこそ  
通産省だけがこのことを考へるではなくして  
行政の中であつて通産大臣としても、他の省庁  
も絶えずそういう機会をとらまえて、やはり  
内需要を盛んにすることについてのいろいろな  
導なり発想なり、あるいはチャンスを見ていろ  
る国会に提案されるようなことなど含めて、積極  
的に内需拡大を図ることの政策遂行が中小企業  
皆さん方の本的に望むところであると私は思  
ますので、以上の問題について大臣のお考えを  
いて、他の質問事項を考えてまいりましたが、  
二人の議員の方が申されましたので、重複を避  
て早目に切り上げるつもりでございますので、  
臣の答弁を最後に聞いておきたいと思います。  
○中澤政府委員 組合士の問題につきましては  
非常に重要なことは私も全く同感  
ございまして、組合事業の中核としてこれら  
御説明しておきます。

方々に活躍していただきたいという気持ちでございます。まさにそのためこそ、今回法定事項として組合に関する知識の検定という問題を中央会の事業として明定したわけでございます。

ただ、これを国家試験にするということにつきましては、一般的な全般の政府の方針といたしまして、國家試験を限定的に取り扱うということです。むしろ今回の法改正を契機に、実質的にこの組合検定の信頼と申しますか成果というものが定着していく方向で私どもも予算上、制度上あるいは行政上も支援していくべきというふうに考えておるわけでございます。

○小此木国務大臣 言うまでもなく我が国の中小企業は、事業所の数からいっても従業者の数からいってももう日本のほとんどを占めるものでございまして、その重要性は今さら私が申し上げるまでもなく、我が国経済の原動力となっているものでございます。このため今後も中小企業対策に私どもは万全を期していくことは言うまでもございませんけれども、そういう中ににおいて内需の拡大ということを今後どういうふうにやっていくのかという御質問でございます。

日本経済全体を見ますと、確かに、先ほどの質問等にもございましたけれども、倒産件数が、おさまるどころか非常にふえてまいりまして、まことに憂慮にたえない状態ではございますが、政府機関の調査によりますれば、景気の回復も非常に緩和の基調にあるということも事実でございます。このため政府といたしましても、通産省といたしましても、内需を中心とした景気の回復といふものを心がけてまいらなければなりませんが、それでは具体的に現在どうするのであるかといいますれば、やはり民間活力を旺盛にするためにその環境を整えなければならない。そのためには中小企業においても設備投資を促さねばならぬ。そ

のことによって、財政は非常に厳しい折ではございましたけれども、通産省は中小企業の新技術体化促進税制といふものを創設いたすことにいたしました。

さらに各種の規制を緩和して、その中に民間活力を導入して事業を活発にする、あるいはこれはいつも申し上げることでございますが、このような時期ではございますけれども、機動的なあるいは適切な金融政策を行つていかなければならぬ。当面この政策を推進するわけでございますが、私といたしましても、例えば政府・与党首脳会議であるとか、そういうような機会をとらえまして通産省の考え方というものを政府部内に広めていく、きような考え方で今後中小企業対策を推進してまいる所存でございます。

○浜西委員 終わります。

○田原委員長代理 木内良明君。

○木内委員 五十五年の当委員会におきましても、この法律につきましては審議がございまして、私もその審議に参加した一人でございます。これまでの委員会審議等を踏まえていろいろお聞きしてみたいと思います。

性、技術力の問題あるいはまた信用力という点で大企業に比べて極めて不利な立場に立たされいるのが現状であります。こうした点から、同業者などが相寄って組織化を図り、もつて生産性の向上を図り、価値実現力を高めると同時に、対外交渉力の強化等を行つていくことがどうしても必要であるわけであります。その意味から中小企業者が相互扶助の精神に基づき、共同して事業を行うことにより、公正な経済活動の機会を確保するとともに、その経済的地位の向上を図ることを目的とするところの、本日議題となつておりますこの中

小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の持つ意味は極めて大きいと言わざるを得ません。近年における我が国の中小企業の組織化の現状について、まずお聞きをするわけであります。

その具体的組織化の促進に当たりましては、全国中小企業団体中央会並びに県中央会の皆さんこれまでの大変な御努力があつて進められてきておりますけれども、例を事業協同組合に引いてみたいと思うのです。すなわち、設立状況の年次報告を見てみますと、昭和五十六年度三万八千四百五十六、昭和五十七年度三万九千二百四十九、五十八年度三万九千三百三十三となつておられます。こうした増加の現象の背景には、申し上げたように関係者の方々の御労苦があり、またその成果を感じられるわけでございますけれども、全国の中小企業者数、いわゆる総量から見た場合の組織率という点からどういう現状の認識をしておられるか、ますお聞きます。

○中澤政府委員 中小企業者の組合に対します加入状況、いわゆる組織率でございますが、製造業について見ますと、五十六年十二月末現在におきましては、事業協同組合につきまして二九・五%、約三〇%が加入しております。そのほか商工組合には九・九%という形になつております。卸売業につきまして、事業協同組合に二七・一%、商工組合には二三・一%という形でございまして、小売業につきまして申しますと、事業協同組合に一九・二%、商工組合に二九・四%、それぞれ加入しておりますと、総じて見ますと中小企業者のうち約半数が組合に加入しておるという状況になっております。

○木内委員 約半数が加入という報告がございました。今日までの推移は別にいたしまして、今後の組織率の目標というものが当然あつてしかるべきであると思ひます。現状のままでよいのか、当然そうであつてはならないわけでありますけれども、今後の具体的施策を講ずることによつて組織率はどの程度のものが理想であると考えるのか、こうした基本理念といふものがあつて初めて個々の行政的具体策が生きてくるわけでありますし、またその逆算によるいわば年次ごとの計画といふものがなければならない、このように思ひます。

○中澤政府委員 中小企業におきます組織化の推進というのが今後ますます重要であるという点は御指摘のとおりだと私も認識しております。ただ、これを一律に年次ごとの組織化目標を定めるというようなことにつきましては、私ども、そういう計画性を持ちました組織化ビジョンというものを現状では持ち合わせておりません。

昭和五十六年度に中小企業庁から全国中小企業団体中央会に対しまして「中小企業組織化政策ビジョン」というものの策定を委託したことがござりますが、むしろこういう中央会におきます組織化ビジョンというものを具体的にフォローアップしていくという形で着実に組織化の実を上げてまいりたいと考えております。もちろん各産地組合でございますとか業種別の対策ということで、業種に即しましてそれぞれの組織化が計画的に進められていくということは必ずと考へておりますし、その組合したところの長期の組織化ビジョンというものがあるべきだということは御指摘のとおりでございますけれども、一定の年次を設定いたしまして、組織化率を計画的に設定するという意味での組織化ビジョンというものを私ども現在持ち合わせておるわけではありません。

○木内委員 今言われた五十六年度の組織化政策ビジョン、中央会に委託されたものであります。この内容はどうなつていますでしょうか。

○中澤政府委員 「中小企業組織化政策ビジョン策定調査研究報告書」という五十七年三月の報告書がございまして、非常に大部なものでございますので一言ではなかなか御紹介がしにくいわけでございますけれども、この中におきましては、一

この中で取り上げられました組織化政策のあり方、ということに基づきまして、その後の組織化予算等を編成しておることでございます。

○木内委員 どうもお聞きしたことにお答えいたしました。五十六年の中央会に委託をした、その内容についてお聞きしましたところ、今いわゆる総論に摘要のとおり大事であるという答弁が今あります。だいたいよいようであります。私が先ほど申し上げたように、組織化に対する総合的なビジョンは、ついでお答えがあつたわけです。

私が聞いておりますのは、先ほど申し上げておりますように、組織化率の問題、我が国の中企業の育成また健全経営の環境づくりということがから申し上げて、どの程度までの組織化が行われることが必要であり理想なのか、そしてまた、いつのお答えがあつたわけです。

私が聞いておりますのは、先ほど申し上げた。五十六年の中央会に委託をした、その内容についてお聞きしましたところ、今いわゆる総論に摘要のとおり大事であるという答弁が今あります。だいたいよいようであります。私が先ほど申し上げたように、組織化に対する総合的なビジョンは、ついでお答えがあつたわけです。

○中澤政府委員 私の言葉が足りなかつたかと思ひますけれども、一定の組織化率を設定するという意味でのビジョンというものを私どもは持ち合つたわけでございまして、組織化政策のビジョンのことでござりますけれども、私どもが委託しましての非常に幅広い検討を行つております。さらには今後の問題として、組織化指導のあり方、組織化政策のあり方ということもこの報告書の中で十分検討され、浮き彫りにされておるわけでございます。

○中澤政府委員 その中では、例として申しますと、需要の多様化に向かつて組合が対応していかなければならぬという、多様化への対応、あるいは組合における情報活動のあり方、さらには組合における研究開発のあり方というふうに、いわゆる高度成長時

高度化という目標とは別に、情報、技術、人材と  
いうようなソフトの経営資源に対して組合活動が  
取り組んでいかなければならぬといふことを  
明確に出されておるわけでございまして、その  
ような意味で、新しい組合の方向づけということ  
に対して政策支援を行う現状にあるということを  
申し上げたわけでございます。

○木内委員 確かにビジョンということでお答え  
いただいたわけですが、ビジョンはある。  
だけれども、最終的にこのビジョンを達成する目  
標は何かということがあって初めてビジョンたり  
得ると私は思うわけであります。しかし、これは  
策的にやる必要のある課題等については、私は勉  
強しましたけれども、このビジョンの中で相当盛  
り込まれているわけであります。しかし、これは  
あくまでも努力であつて、あるいはこうしなけれ  
ばならないという分析であつて、あくまでもビジ  
ョンであつて、最終的ないわゆる組織化の目標と  
いうもの、ガイドラインでも結構ですけれども、  
そうしたいわゆる率の設定というものが必要じや  
ないかというふうに思うのです。

そうしなければ、一生懸命頑張つているけれど  
も、どの程度までこの目標に対しても状況が満たさ  
れてきているのかという判断ができるわけであ  
りまして、逆に言えば、中央会の皆さんの御努力方  
向のものが正に評価されない結果にもなつてしま  
う。その意味から、私は、中小企業庁、通産省  
省がしっかりとこの問題を取り組み、具体的な目標  
づくりをされていいんじゃないかと思うのです。

同時に、お聞きするわけですが、先ほど  
申し上げました事業協同組合に限定して、各県別  
のここ三年間の組合設立状況というのを見てみ  
ました。おおむね微増の傾向にあるわけがありま  
す。多い都道府県によつては二けた、あるいは少  
ない県でも一けたの設立の増加がなされているわ  
けでありますけれども、あえて県名は申し上げま  
せんが、私の調べでは、六県について減つている  
という現状があるわけです。これについてはどう

福島へおもすか。

○中澤政府委員 大きく分けまして二つ的原因があるかと認識しております。一つは、五十年代半ば以降におきまして、いわゆる休眠組合の整理を行つておられたことによるものでござります。二つ目は、精効的に行いまして、事實上組合活動を行つておられない組合につきましては登録から抹消するという作業を行つたわけでございます。第二点は、やはり第二次オイルショック以降、御高承のとおり、日本国におきましても經濟活動が非常に大幅にス

後退の余波を受けたわけではありますけれども、組合の設立につきましても、やはり全体の経済活動の一環でございますので、高度成長期に比べますと、組合の設立についてはなかなかその精力も申しますがエネルギーがなかつたという実態も認めざるを得ないわけでございます。

そのよううな形で、一つは人為的に休眠組合の整理を行つたところと、景気後退の余波を受けて

たということに、最近の組合の設置数と申しますが存立数の後退があるというふうに認識しております。

○木内委員 今、幾つかの要因について列挙していただきました。休眠組合の整理等も当然あると思います。しかし、長官御自身が今言つておられた

たように、いわゆる県中の対応力にもう一つ踏み張りがあれば設立が期待できたのではないかといふ。これは当事者からの意見も実は私はじかに聞

いておりまし、指導員の問題、さらにまた具体的な組織化への対応というものが、県別、特殊な地域でござりますとか経済環境の中でもあります

になつてゐる現状がある。

プランといふのを、努力規定でも結構でござりますし、努力目標でも結構ですから、こういふものを設定をして、それこそ年次ごと、あるいは

二、三年、五年ごとでも結構ですから、それを目標に組織化を図っていくという、そのぐらいの

わゆるきめ細かな行政面での対応がなければ、幾

ら総論を振りかざしても、あるいは抽象論を展開しても、いわゆる血の通つた——右往左往していふる、経済活動をどうしていいかわからない、やる

氣はあるのだけれども殘念ながら知恵がない、法  
律的な知識がない、そういう中小企業の方々を組  
織化することは難しいわけであります。逆に言え

ば、自主的にどんどん設立の促進を図つて、中央会に対しましては、事あるごとに設立の率と

いいますか成果について宣揚をしていく。こういうことをきめ細かくやつて初めて各県中のそろしきとが載つて、その付心と、うらものが行わっていくのじ

やないか、こういうふうに思うのです。これは長官にもぜひ御答弁いただきたいけれど、どうぞ、どうぞおつとめください、固定してお口承願ひます。

大臣せいでひとと具は由た。臣定いかに朝  
やなくとも結構ですから、通産省として目標の設  
定について検討されるというような見解をお示し

○中澤政府委員 昭和五十年代に入りましてか  
官に。 いたたけないか このよう尼します 夜も夜も

ら、特に石油危機、それから変動相場制によります円高等が多くの組合、特に产地組合等々に大きな影響を与えたとして、組合の存立あるいは活性化

の問題として非常に危機意識をもたらされたと感じておられます。私どもいたしましては、うことでござります。私どもいたしましては、

重要であるということから、五十年代に入りましてから組合の活路開拓事業というような事業を新設いたしまして、新製品の開発、販路の開発ある

いは人材の養成というような具体的問題につきまして、ビジョンをつくりながらかつ新しい事業を展開するということを中心で非常に大幅な助成をしております。

指導を行つてきたりでござります。  
将来の問題といたしまして、今後のビジョンが  
重きをあらわすこととは御指摘のとおりでござ  
ります。

重要であることは、中央会の指導力あるいは自ら意識といふものが重要なと考へております。私どもいたしましては、やはり組合あつてはこれを束ねます中央会の指導力あるいは自ら意識といふものが重要なと考へております。

て、いたずらに政府の方から形式的な数字を設定してこれを押しつけるということはいかがかと存りますけれども、組合の当局あるいは中央会等と十分御相談をしながら、それぞれの圏域なり業種別に組合の組織率あるいは活動につきまして、ビジョンをつくり出していくということは非常に適切な御提言だと思いますので、一つの検討課題として受けとめさせていただきたいと思うわけでござります。

○木内委員 長官の方から今明確に、私の提案に対して、重要な検討課題であるという御答弁をいただきましたので、大臣は結構でござります。

中小企業の問題は、我が国の経済の中で最も重要な存在であると私は認識しておりますし、引き続いてフォローしていきたいと思いますので、具体的な作業に早速入っていただきたい、こういうふうに思います。

次に、火災共済組合の問題について聞きます。

県別の加入状況がどうなっているか。先ほども他の委員の方から質疑があつたわけでござりますけれども、簡単で結構ですので、この火災共済が果たしてきた役割、現状についての認識を述べてください。

○中澤政府委員 火災共済につきましては、県別に設立が行われたわけでござりますけれども、設立後非常に順調にその事業を伸ばしておりまして、中小企業者自体の自主的な共済という形での火災保険のカバーレージが着実に伸びておる、かつその事業運営が着々と順調に進んでおるという状況でござります。

○木内委員 この火災共済のあり方に対する組合員の要望、要求というものがあるわけでありますけれども、今回の改正案に盛り込まれていないものがあります。どういった点をお考えになられますか。

○中澤政府委員 組合員の要望を総じて申しますと、保険のバラエティーと申しますか種類を、なるべく広範なものが取り上げられるようにしてほしいということが最大のポイントではないかとい

うふうに承知しております。

○木内委員 今回通産省の方から用意されましたが資料を七項目拝見しました。五十五年改正の際のあの附帯決議は一体どこへ吹っ飛んじゃったんだろう。国会審議軽視も甚だしいと私は思ったわけであります。

すなわち、協同組合法第九条の七の二「組合員のためによる火災共済事業（火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故とする偶然な事故」とは一体何を指すかということでありますけれども、これはまず長官、答えてください。

私どもも十分承知しております。またその中で地震等の保険対象の追加を引き続き検討すべきだということが指摘されていることは十分承知をしております。

それに対するコメントは後ほどいたしますけれども、ただいま御質問の共済事故の範囲でござりますが、「省令で定める偶然的な事故は、次のとおりとする」ということでございまして、一、破裂、二、爆発、三、落雷、四、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊、五、騒擾もししくはこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、六、建物内の給排水設備に生じた事故による漏水、放水または溢水による水ぬれ、七、盗難、八、風水害、九、雪害ということがあります。

地震につきましては、これを対象としました場合、一定地域に一時に極めて多くの損害が発生するということと、共済組合の財産的基盤からは現在直ちに採用することは困難だというふうに認識しておるわけでございまして、他の組合におきましてもこれを保険対象として取り上げられている組合は少ないと承知しております。

○木内委員 組合員の皆さんからの要望が非常に強いところでございまasuし、今回の改正というの

はかなり大がかりな改正であると受けとめており

まして、これまでの審議経過を踏まえますと、今申し上げております災害事由、この問題に触れておられないというのは甚だ片手落ちであるというふうに認識せざるを得ません。

五十五年五月の当委員会で私たちはこの点について質疑を行つております。まず地震についてでありますけれども、一つによくあるのが、

あれからまだ何よりも一つは今長官も若干離れられましたが、財政基盤の状況あるいは事務処理体制の未成熟さという理由から今回はこれにとどめ

て、これはさらに今後の検討課題あるいはまた、力をつけていくつて次の段階での問題というふうに考えていいという観点の考え方: たとえば、良は攻守のつり

込んだものとなつて提案されるだらうと思つて、政府の方の説明を事前にいろいろ聞いた。全く入

つてない。あのときの答弁は一体どうなっているのでしようか。財政状況という点については、私も皆様の事務官と話をしまして内閣にさしかかるまでは、

はありますんけれども、もう一つは事務処理体制、こうしたそれぞれの点についてその後当然検討が

加えられているだろうと私は判断しています。何らかの進捗が見られていてしかるべきである。国

会審議の重要性というものを考えれば、各党ごぞつて附帯決議をつけているわけであります。念のこころに記しておきます。「今後二年半を経て

基盤の充実安定に対応して、例えば地震による損害等も対象とする等、てん補範囲の拡大等について

て検討すること。」この附帯決議についてどうい  
うふうに受けとめておられるのでしょうか。

○中澤政府委員 附帯決議の重要性は、私ども政府の一員でござりますので当然のことといたしまして、この問題につきましては、必ずしも

すけれども、極力これを尊重しなければならない  
というふうに認識しておりますし、現に今回の改  
正におきましても、火災共済協同組合のてん補範

田中：地震事故を含まし得ないかということは真剣に検討し、取り組んだわけでございます。

次に述べますような理由で、当面火災共済協同組合に実施させることができ現状におきましても困難だという結論になったわけがございます。もちろん、今回の改正では時期尚早であるという判断をしたわけでござりますけれども、将来の課題として、国会の附帯決議あることでござりますので、慎重に検討してまいるという状況には変わりがないわけでござります。

その理由でござりますけれども、第一に、先ほど述べましたような負担能力の問題、一つの事故が起きました場合に、その規模が巨大でございまして、現在の火災共済協同組合の財政状況から見ますと、遺憾ながらまだその負担能力はないと判断せざるを得ないわけでござります。

第二の理由でござりますけれども、大地震が発生した場合には、大量かつ迅速な損害調査が必要となるわけでござりますけれども、これに的確に対処するため、やはりそれによるわいしい事務処理能力が必要であるわけでござりますけれども、この事務管理体制というものが、現在の組合の実情から見ますと困難であるというふうに判断せざるを得ないという点が第二点でござります。

第三点でござりますけれども、過去の経験から申しますと、地震の発生する地域と、いのちは、頻発地域と、それ以外になるわけでござりますけれども、そのような地震というような性格のことからいたしまして、これを実施いたしまして場合には、全組合がこれに加入いたしまして全国ブールで行いませんと、保険の性格上これをカバーすることが難しいということでございまして、仮に個別の組合でこれを取り上げますと、逆選択の形で、弱いと申しますが、地震が起きやすい組合にこれが集中すると申しますか、財政上も非常に危ないことになるということをございまして、制度上も、現状から見ますと、この保険事故として地震を探用するに踏み切るにはお時期尚早であるという判断をした次第でござります。

○木内委員 私が申し上げたいのは、国会の場における政府の御答弁あるいは附帯決議の重要性と

「いうものをもつとしっかり認識してもらいたい」ということです。法案さえ通れば附帯決議をどううつてもいいとか、あるいはこの法案を通すために、そういうお気持ちではないでしょうかけれども、うまく言い逃れるというようなことがあっては断じてならないと私は思うですね。この地震災害にに対する考え方方は私もよく理解ができるところでありますけれども、次の段階での問題というふうにはっきり答弁しているわけでしょう。次の段階といふのは今をおいてないわけですよ。今後せひと題について述べていただきたいたい。地震の問題については以上にいたしますけれども、この点

ます申し上げておきます。

項として自動車事故というのがあります。当時の範囲にとどめる、そういう旨のものであつたと記憶しております。このときの自動車事故等をこの適用範囲に入らないと理由は業務公私を分けて、

用意貰つたが、かの理由は事務処理能力といふことでありました。四年たっています。この間の検討についてはどう行われたでしょうか。

○中澤政府委員 火災共済組合の保険対象といったしまして幾つかの対象が考えられるわけですが、い

ますけれども、それを取り上げるいろいろなファクターとして事務処理能力の問題も一つはございりますナニとも、そのほかに他の因素も、やはり

との競合について適切な配慮をするということも一つの配慮要因でございまます。自動車保険の問題

につきましては、事業協同組合等におきまして自  
主的な共済という形でこれを対象としておる組合

もうございまして、それとの分野の調整と申しますが、競合を避けるということも一つの配慮要因です。

○木内委員 基本的な考え方としては組合員の利害を考慮して、毎回の改正にはそれを取り上げなかつたという経緯でござります。

便に供する

制度の改善ということを考えておられる、これは間違いないでしょう。

○中澤政府委員 共済組合によります保険でござりますから、一つの大きな目眼が組合員に対する相互共済と申しますか、保険リスクの蓄然率をカバーするということが一つの要素でございますけれども、ただ、この保険対象に加えること、あるいは保険組合員の範囲をいかがにするかといううなことにつきましては、他の組合あるいは他の事業主体との調整を図らなければならないといふことも別の配慮要因でございまして、例えば今回の改正につきましても、農業協同組合の事業との調整あるいは大蔵省が行っております保険会社との調整等につきまして、関係各省と非常に詰め合つたといふ調整を行つたといふ経緯がござります。そういうふうなことも一つの制約であるということを御承認いただきたいと思います。

○木内委員 その辺の話を耳にしたところ、中小企業が、中小企業を守るサイドにある通産省の立場、やないかと思うのですよ。障壁があるからでござんす。努力はしたけれどもだめだったでは済まないのでこの中小企業に対する保護施策の基本的なあり方ではないかと思うのです。したがって、この問題については以上にいたしますけれども、ぜひひともそうした陥落を解決していただきながら、火災共済のあり方についてはなお一層充実した内容になるよう御努力を願いたい、このことを申し上げておきます。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

次に債務保証事業の問題について聞きます。

現在、組合は組合員が金融機関に対して負担する債務についてしか保証することができない、わざとれども、今回の改正によってこの範囲が大され、これが通れば、組合員の事業活動による債務の保証を組合が行なえることになるわけになります。よりユーチューブにこたえ得る要環境の整備あるいは総じて経済活動の活性化をすという点から意義のある施策と私は評価して

○中澤政府委員 具体的には幾つかござりますけれども、一つは、組合員が行つた工事につきまして不備があった場合に、組合員がそのやり直しを行う債務を保証するということござります。二つ目に考えられますのは、組合員が原材料等を購入した際に、その購入先に対する組合員の代金支払いにかかる債務の保証をするということでございます。いわゆる代金支払い債務の保証でございます。

三つ目に考えられることといたしまして、組合員が土砂等を採取した場合におきます組合員の跡地整備実行にかかる債務の保証等がござります。これは跡地整備、跡地の原状復帰等が組合員の契約内容として債務がある場合に、それを組合員が行わなかつた場合に組合がこれにかわつてこれを実行するという種類の保証かと考えております。

○木内委員 こうした制度の改正によってかなり組合の経済活動といふものが活性化される、このよう期待をしているわけであります。しかし、同時にその反面、この債務保証事業の範囲を拡大することによって生じる、いわゆる組合の財政的基盤の弱体化ということが考えられるわけです。この点への対応はどのように考えておられますか。

○中澤政府委員 組合がこのような債務保証を行いまして、組合自体の財政的基盤に損害が生ずるというようなことがあってはなりませんので、幾つかの方法によりましてこの担保を考えております。一つは、保証を行います際にも、組合員一人当たりの限度を総会におきまして議決いたしまして、一定の歯どめをつけるということでござります。また、組合の保証能力が無限に広がつてしまふので、この保証等を行います際に、組合におきまして一定の基金なりあるいは積立金を設けまして、これに見合つた額で保証活動を行うと

いうことで、これまた保証の担保と同時に歯どみをつけるということを考えております。

能力の拡大ということでは非常に重要な要素がござると思うし、私も、ぜひ提案をしたい、こういうふうに思ふ。

○中澤政府委員 具体的には幾つかござりますけれども、一つは、組合員が行つた工事につきまして不備があった場合に、組合員がそのやり直しを行う債務を保証するということをございます。二つ目に考えられることは、組合員が原材料等

を購入した際に、その購入先に対する組合員の代金支払いにかかる債務の保証をするということと、組合員が土砂等を採取した場合におきます組合員の跡地整備実行にかかる債務の保証等がござります。これは跡地整備、跡地の原状復帰等が組合員の契約内容として債務がある場合に、それを組合員が行わなかつた場合に組合がこれにかわってこれを実行するという種類の保証かと考えております。

○木内委員 こうした制度の改正によってかなり組合の経済活動というものが活性化される、これまでのままであると、なかなか活性化されない

的  
よう期待をしています。しかし、同時にその反面、この債務保証事業の範囲を拡大

することによって生じる。いわゆる複合の販売基盤の弱体化ということが考えられるわけです。この点への対応はどのように考えておられますか。

○中澤政府委員 組合がこのような債務保証をなすか。

す  
いまして、組合自体の販賣的基盤に損害が生じ  
というようなことがあってはなりませんので、當  
つかの方法によりましてこの担保を考えており

す。一つは、保証を行います際にも、組合員一  
当たりの限度を総会におきまして議決いたしま  
す。

で、一定の歯とめをつけると、組合の保証能力が無限に広がってはす。また、組合の保証能力が無限に広がってはしませんので、この保証等を行います際に、組

お 促  
におきまして一定の基金なりあるいは積立金を  
けまして、これに見合った額で保証活動を行  
う

実績の違い、あるいは人的資質の問題、いろいろ保険引き受けに際してチェックしなければならないファクターというものが余りにもましま過ぎる、したがって、また別の面で言えば、リスクも非常に大きい面が出てくるので、この新規商品としての考え方というものは慎重にならざるを得ない、実はこういうような話があったわけですよ。あえてこれも社名を申し上げませんけれどもね。そうすると、この債務保証事業の拡大を行う上で不可欠とされる財政基盤なり保証能力のフォローアップというものが行われなければ、結局制度はできても血が通わない、こういう結果に終わってしまうのではないかという心配があるわけですね。したがって、さつき長官も、関係各方面と検討されるという話でありましたけれども、率直なところを、きょうは大事な法案審議ですから、ひとつおっしゃっていただきたい。

まず、大蔵省との話はどうなっておりますか。

○中澤政府委員 この改正案 자체につきましては、当然のことながら関係各省といふことで大蔵省と協議しております。また、その協議の過程におきまして、一つのアイデアと申しますか構想といふことで、話題には上っておりますけれども、まだこういう新種保険の実現ということとで詰めた折衝と申しますか、議論に入つておるという段階ではございません。

○木内委員 それでは長官、これは全く非公式で結構なわけです、長官御自身の感触で、民間の保険会社との問題に対する受けとめ方はどうですか。

○中澤政府委員 これは損保業界全般にこの問題を私どもから投げかけたわけではございませんので、一般的な反応というわけにはいかないわけでござりますけれども、恐らく先生御指摘になりましたように、非常に慎重な保険会社も当然あることかと思ひます。

ただ、私どもには、ある会社はむしろ積極的に、このような構想で考えられるということでアプローチしてきた会社もあるわけでございまして、恐

らく現段階では一様な反応ではないのではないかと思います。もちろん保険でござりますのでリスクの態様あるいは保険事故の内容によりましてまちまちでござりますけれども、現在の保険制度の発達の状況から見ますと、いろいろな形での保険カバレージが研究されておるわけでございまして、一概にこの制度が保険につながらないといふうに断定するのは尚早な判断ではないかというふうに考えております。

○木内委員 長官 尚早な判断をもしませんけれども、しかし、でき上がる制度をより充実し、たゞ血の通ったものにするために必要な周辺の整備といふものも大事じゃないですか。確かに必要だけれども尚早だ。必要な要因の一つだけれども尚早だというふうにおっしゃつたと受けとめたいと思うのです。そうでなければ私は一体今何をしゃべっているのか、非常に納得できないですよ。となる話だ。

○中澤政府委員 私が申し上げたのは、これが保険のカバレージにならないと判断するのは尚早だと申し上げたので、これは十分保険の対象となり得る可能性がむしろあるのではないかということです尚早という言葉を使ったわけでございまして、できないという判断をするのが時期尚早だという趣旨でございます。

○木内委員 長官、これはぜひ申し上げた趣旨を御理解いただいて、民間保険会社並びに関係方面との議論を煮詰めていただきて、この制度のフォローアップができるような形になるよう御努力願いたいと願っています。

そうした議論の際に、これは御答弁いただかなくて結構でござりますけれども、ぜひ御配慮願いたいといふことがござりますので、聞くだけ聞いてください。

弱い体质の組合と、保険引き受けを容易に行い得る組合というようなものが当然そうした段階で出てくることも考えられるわけであります。これは言いいかえれば、債務保証能力が非常に大きい組合、そうでない組合といふうなものがこの保険

制度の適用によってあるいは出でる可能性がある。そうしたいわゆる組合間の格差をなくす方策がそこで同時に議論され、考えられなくてはならない、こういうふうに思うのです。申し上げたうに御答弁は必要ありません。

ただ私は思います。一つの制度といふもの本当に考えるときに、先々を見ていだいて必要なものは早い時期から手を打つていく、後追い行にならぬよう行き方が必要だ、こういうふうに思うのです。

次に、債務保証能力という、保証事業の点でいう一つの提案を申し上げたいのです。

中小企業対策の重要な一環であり、同時に信田補完制度の柱をなす中小企業信用保険公庫というのがありますけれども、この中小企業信用保険公庫による債務保証事業の保険引き受けをぜひ検討するように私は提案したい。きょう幾つか大事を答弁もいただいているし、実り多い質疑をしていただきたいと思つておりますけれども、これは大事を質問です。公庫の本来の設立趣旨、中小企業対策の重要性を考え合わせるならば、これは考えられて当然である、検討されなければならないと私は考えるわけです。どうでしょうか。

○中澤政府委員 中小企業信用保険公庫でございますが、これは御承知のように法律によりまして設立された政府機関でございまして、その業務も法定されておるわけでございます。中小企業信用保険公庫の業務と申しますのは、信用保証協会を相手といたしまして、中小企業者等に行いました信用保証協会の信用保証を再保険するということが任務でございます。したがいまして、この信用保険公庫が組合に対しましてストレートに保険を貰う、あるいは保証をするということは、この機関の性格上なじみがたいのではないかというふうに私は判断しております。

○木内委員 その公庫の本来のあり方、基本理念ということのは、せんじ詰めれば中小企業保護ということだと私は思うのです。ですから、この公庫の骨組みは当然残さなくては、残すところが甚

重しくてはいかぬわけすけれども、何といふ  
ますか、派生的ないわゆる公的機関としての使命  
の拡大を行なうことがあつてもいいのではないか。  
同時に、この制度内容をじしくすることによつてそ  
れが可能になるのではないかといふうに思ひま  
す。聞くところによりますと、そういう御意見も  
省内におありだつたと聞いておりますけれども、  
大蔵の方からクレームといいますか、ストップを  
かけられたといういきさつがあるやに仄聞してお  
りますけれども、その点いかがですか。

○中澤政府委員 私が承知しております限りで  
は、保険公庫の機能といたしまして、ストレート  
に組合の債務保証を保険するということを内部的  
にせよ取り上げたとは承知しておらないわけでござ  
ります。保険公庫は、この法律上も明確になつ  
ておりますよう、県の信用保証協会、これが行  
います保証業務を再保険するという形で中小企業  
者に対する信用補完を行つておるわけでございま  
して、組合事業につきましても、組合が金融機関  
から借り入れた債務につきまして、信用保証協会  
の保証を得ることによって資金的な基盤を強化し  
ていくという形で、信用保証協会を通じます信用  
補完を保険公庫が担保するということになつてお  
りますので、いずれにいたしましても、新しい業  
務範囲が拡大してまいりまして、組合が資金的な  
借り入れを行う、あるいは信用力を増していくと  
いう過程におきまして、信用保証協会を通じまし  
て保険公庫がその信用補完を裏打ちするというよ  
うな形でこの制度を活用していただくというのが  
本来のあり方ではないかと考えておるわけでござ  
います。

○木内委員 どうも私の持ち時間があと数分にな  
つてしまいまして、相当積み残しができて残念で  
ならないわけでありますけれども、簡単にお聞き  
しますので簡単に答えてください。

今回のこの改正に当たつてベンチャーモードの組合  
問題、出資持ち口数の問題でありますけれども、  
当初はこのベンチャーモードの組合については、核とな  
る企業についての持ち口数の割合を最初から定め  
る企業についての持ち口数の割合を最初から定め

○中澤政府委員 ベンチャーライブ組合あるいは異業種組合について持ち口数の例外を設けたいというふうに聞いておりますけれども、今回はこれが盛り込まれなかつたという経緯があったようですね。その辺についてはどうで結構なうか。

ことは、一つの重要な検討課題として最終段階までございました。ただ、結論的で相当検討したわけでござります。ただ、結論的に申しますと、この事業協同組合法あるいは団体法と申しますのは、組合法にかかります一般法と申しますのは、組合法にかかります一般法でございまして、そのような形での例外を考えるという場合には、一般法におきます例外を設けるというよりは、別途の観点からその振興なり法制化の問題として取り上げる方が適当ではないかとお送りさせていただいた経緯がござります。

○木内委員 今の問題、今後の対応についてははどうで結構なうか。

○中澤政府委員 異業種組合、ベンチャービジネス等に対する振興策については、五十九年度中小企業予算の一つの大きな中核でございまして、振興策は十分に考えております。また、組合法の問題としても今後の一つの検討課題だと思います。ただ、どのような形で取り上げるかにつきましては、今後なお慎重に検討させていただきたいと思います。

○木内委員 時間になりましたので、最後に一問だけお聞きします。

中小企業団体中央会の果たすべき役割というものが、本日の審議経過を踏まえても一層重要になります。したがって、その指揮体制の強化を図る必要があります。そのためには第一に、指導員等については増員及び待遇改善を行うことによって人材の確保を図ることが必要です。

さらに第二番目としましては、中央会の事務機器化を図るために機器の導入ないしはそうち問題の問題の解決ということが非常に重要なことがあります。

三番目としては、各県の性格の異なる地域における組合指導をきめ細かく行うために、地域別の組合指導体制を整備することも大事であろうかと思います。特に三番目の問題につきましては、先ほども大変大事な答弁がありました。数も含めてのプランニングということの答弁もありましたので、これもひつくるめて重要であるということを申し上げるわけでありますけれども、これらについての具体的な対策についてお聞きをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。大臣にお伺いします。

○小此木国務大臣 中小企業団体中央会の推進方針につきましては、逐年その充実強化を図ってきているところでございます。五十九年度におきましても、組織化推進事業の強化、指導員の増員及び資質の向上のための研修活動の強化等も行ってきているところでござります。さらに、中央会の行います各種の事業に対しまして、厳しい財政事情下ではございますけれども、補助金の交付等の支援措置も行つておる次第でございます。

今後とも、政府いたしまして、可能な範囲で、もつてこの事業に努力してまいる所存でござります。

○木内委員 以上で終わります。

○梶山委員長 横手文雄君。

○横手委員 私は、今回提案をされました中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案に対しまして、大臣並びに関係者に御質問申し上げます。

申すまでもなく、我が国産業を支えている中小企業の強化育成はいつの時代にも不可欠の課題であります。本二法に基づいて組織された中小企業組合は、中小企業の経営の合理化、経済的地位の向上等のために各種共同事業を開拓し、これまで大きな役割を果たしてまいりました。さらに今回改正が提案されていることは評価すべきものと考えます。関係者に敬意を表するものであります。

まず大臣に御質問申し上げます。  
申し上げてまいりましたごとく、本法の中小企業組合に対する役割は極めて大きなものであり、したがつて、大臣も提案理由の中で「中小企業者の組合は、集団化、共同化によって中小企業が地位の向上を図つていく上で、從来から重要な役割を果たしてきております。しかししながら、近年、安定成長の定着、消費者需要の多様化、經營者の世代交代等中小企業者の組合を取り巻く経済的、社会的環境は大きく変化してきております。このような環境の変化に適切に対応する組合事業活動の展開及び組合員の世代交代の円滑化が必要になつていることから、組合機能を充実強化し、あわせて組合制度の改善を図るため」と強調されたのであります。中小企業関係者の期待も大きく、本改正に当たつて多くの要望も出されているところであり、これら要望にできるだけこたえていくことがまた本法の使命であると存じます。大臣の御決意と御所見を承りたいと存じます。

○小此木国務大臣 橋手委員のおっしゃるとおり、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しいわけでございます。これは安定経済成長が定着した、国民のニーズが非常に多様化、高級化している、技術革新の波が非常に高まつて、等さまざまな問題もあるわけでございまして、また、戦後この時期において中小企業の世代交代というものが円滑に行つていかなければならぬところでござります。

こうした中で今回の改正は、この環境変化に対応いたしまして、組合の機能を強化しなければならない等々のねらいによりまして、組合活動の円滑化が今後行われるように私どもは最大の努力を行なわなければならぬということがその趣旨でござります。

○橋手委員 それでは、大臣のそりいった決意、所見を背景にしながら、順次、具体的項目について御質問を申し上げます。

債務保証事業の範囲の拡大についてであります。

組合が組合員の債務の代償を負ふことを目的とする  
をいたします。が、この債務保証にはおのずから  
一定の限度があると思われます。その保証の範囲  
と限度はどう考えておられるか。さらに、範囲の  
拡大によってトラブルが発生をしないかと懸念を  
されますが、そのようなことは考えられないか。  
もし考えられるとするならば、その対応策はどの  
ようにしておられるのか。また、範囲の  
拡大に伴う組合の保証能力の強化、つまり裏づけ  
といいましょうか、財政基盤の強化対策はどのよ  
うに指導されますか。さらには、組合が実際にど  
のような債務保証事業を行なうかは定款で定めなけ  
ればならないこととするとありますか、模範定款  
例の内容等があればお示しをいただきたいと存じ  
ます。

つきましていかほどのものにするか、というのは、やはり組合の実情に即して決められなければいけないと思っておりまして、これはそれぞれの組合の自主的な判断によるというふうに考えております。

またトラブルの内容でございますけれども、これは今後の問題でございますので、必ずしも予測しえないわけでござりますけれども、それがオナーナーになり、そしてまたそこに協同組合としての機能が失われる、このようなことは断じて避けなければならないといふのは大前提に考えておりますけれども、今申し上げましたように、ある一つの核となる業者、組合員が、その人が持つておられるアンテナショップなり、今日までの技術なり、あるいは販売力なり、あるいは先を見通す相対力といいましょうか、そういうものにあこがれて、引かれて一つの協同組合をつくろうというようなことも、今後はあり得るのではないかということが容易に予想されるわけでござりますけれども、こういった事態に対する配慮についてはどのように考へておられますか。

○横手委員 このことにつきましては、組合の機能を強化するということと裏腹の関係で、今御指摘申し上げましたようなことも必然的に一方では基金を設けるというような制度的な担保を設けることによりまして、そのようなトラブルが極力回避されるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○横手委員 このことにつきましては、組合の機能を強化するということと裏腹の関係で、今御指

導を御要望を申し上げておきたいと存じます。

次に、出資持ち口数の制限の緩和についてであ

ります。この改正案は百分の二十五の現行から百

分の三十五まで緩和するとなつておりますが、そ

の要件が、組合員の脱退者が出た場合は組

合が合併した場合、いずれにしても組合員が組

員でなくなつた場合にのみ限定をされておりま

す。このことも必要なことでござりますけれども、

さらに進んで、これから多く考えられる事柄でござりますけれども、最近の中小企業活性化の一環として組織化されつある異業種連携組合においては、組合事業遂行の中心となるシステムオルガナイザーが不可欠とされ、その組合員は出資においても相当部分を負担せざるを得ない等、合理的な理由がある場合、その緩和を行うことが必要である、このような業界の一部の意見もございます。

けれども、これらの問題については全く無視され

ているわけでござりますけれども、こういうこと

は今後も考えていかなければならないことではな

い。

私は、一人の方に偏つてしまつて、それがオ

ナーナーになり、そしてまたそこに協同組合としての機能が失われる、このようなことは断じて避けなければならぬといふのは大前提に考えておりますけれども、今申し上げましたように、ある一つの核となる業者、組合員が、その人が持つておられるアンテナショップなり、今日までの技術なり、あるいは販売力なり、あるいは先を見通す相対力といいましょうか、そういうものにあこがれて、引かれて一つの協同組合をつくろうというようなことも、今後はあり得るのではないかということが容易に予想されるわけでござりますけれども、こういった事態に対する配慮についてはどのように考へておられますか。

○中澤政府委員 異業種連携組合あるいは異業種提携というような形での中小企業の振興といふものが非常に重要性を増しておるというの、私も認め深めておるわけでござります。今回の法律改正の検討過程におきまして、この異業種連携の場合には、御指摘のようにオルガナイザーに相当する組合員の持ち口数をウエートを大きくして、例外的な措置を盛り込むべきではないかとも真剣に検討したわけでございます。

ただ、今回の改正は、世代交代等に伴います一

般的な、一般法としての組合法の改正を取り上げるということで、このような異業種連携に対する振興策といふのは、五十九年度予算にも盛り込まれておりますように、技術対策費でござりますとか、あるいは金融措置でござりますとか、そういう面でいろいろな振興策をとることによって、現状では振興を支援するという形でこれを進めます。

当然のことながら、一般的な今回の三五%まで

の例外枠につきましては、この要件に該当する限り異業種組合にももちろん当てはまるわけでござ

ります。

いまして、その限りでは異業種組合も活用できるわけでござりますけれども、本来的な異業種組合

振興策としての持ち口数の例外ということにつきましては、異業種組合あるいはベンチャービジネスの振興策という形で、この組合問題を取り上げる際に検討しようということで、今後の検討課題

といたことで残させていただいた経緯があるわけ

でござります。

○横手委員 確認をいたしましたけれども、この百分の二十五から三十五に緩和するというのは、脱退者が出了した場合に、極めて狭い範囲内で限定をされているわけでござりますね。長官は今、私が先ほど述べましたようなことも今後は考えられることが多いお答えでござりますけれども、中小企業庁の頭の中には、今後これらの異業種による組合の発生も容易にあり得る、その場合にはそのオルガナイザー的な組合員も必要であろう、その中にまたその組合の発展の道がある、こういった組合もあってもいいではないかということが根底にある。しかし今回は、当面、脱退者によって困ったという声がいろいろなところから起つてきましたから、それのみをフォローした、こういうことであつて、将来的にはかくのごとき展望も持つておりますというのが通産省のお考へでござります。

組合が所有する運動場、体育館、これらは一般

の場合は、脱退者が出了した場合は組合を合併した

場合といふ形で、要件としては、その組合員の脱落あるいは吸収合併というような際に、結果的に百分の二十五を超えて三十五まで口数比率

が伸びることを認めたわけでござります。しかし、そのような形、これは一般的な形でござりますけれども、ただ結果的には中核になるような組合、企業が他の組合員の口数を引き取るというような

ことがこの形で認められるわけでござります。

部分的にはいわゆる中核オルガナイザーの果たす役割が認められるという、結果的な効果があると

いふことを先ほど触れさせていただいたわけでござります。

ただ、私は、ここに①②といいますが、③を

加える必要があると存じます。その内容は、一部

御指摘のように、異業種組合自身の例外を設けたということを目的的中央に据えた改正ではないということをございまして、この問題は、現状ではもろもろの振興策を通じて異業種組合の振興を支えていきたいというのが私ども現在の立場でございます。

○横手委員 私が申し上げておりますのは、御答弁の中にもありましたように、三五%までは認め

るということをござりますけれども、それはオル

ガナイザー的な組合が出てくる可能性があるから

ということではなくて、今回の改正は、脱退者

がおつた、あるいはだから合併をした、したが

つて、やむを得ずというのがその根底であろうと

私は思うわけでございまして、そのような中核的

なものを作りとしたこれから組合づくりというも

のも発生するということは容易に予想されます

ので、そのようなことを今後の課題として検討して

いただきたいということを申し上げたのでござい

ますから、どうかそういった点についても御配慮

をいただきたいと存じます。

次は、員外利用制限の緩和についてであります。

組合が所有する運動場、体育館、これらは一般

の場合は、脱退者が出了した場合は組合を合併した

場合といふ形で、要件としては、その組合員の脱落あるいは吸収合併というような際に、結果

的に百分の二十五を超えて三十五まで口数比率

が伸びることを認めたわけでござります。しかし、

そのような形、これは一般的な形でござりますけれども、ただ結果的には中核になるような組合、

企業が他の組合員の口数を引き取るというような

ことがこの形で認められるわけでござります。

部分的にはいわゆる中核オルガナイザーの果たす

役割が認められるという、結果的な効果があると

いふことを先ほど触れさせていただいたわけでござります。

ただ、私は、ここに①②といいますが、③を

加える必要があると存じます。その内容は、一部

組合員が一時的に仕掛けり品種の変更を余儀なくされた場合、その共同施設の經營維持のために當利事業化しない一定の条件のもとで員外利用制限を緩和する必要があると考えまして、この③をつけ加えるべきであると思いますが、いかがでござりますか。

○中澤政府委員 御承知のように、組合事業には幾つかの前提と申しますか、設立時期におまじて組合設立の目的があるわけでございます。すなわち、ある業種にかかる事業について組合員が参加いたしまして、共同して事業を行なうというような前提があるわけでございまして、員外利用なり、その組合員の資格の前提も、そのような一定の前提のもとにスタートしておるわけでございます。

ただいま例示として擧げられましたような組合員が當利目的でないにせよ、一定の品種と申しますか、從來の事業を變更して、組合のいわゆる事業内容から離れていくというような場合には、員外利用の制限というものが該当するのではないかも、私ども、法案作成の段階では、そのような事例が数多くあって、改正の一つの項目にするというような提言が幅広くございませんでしたので、今回の中には取り上げてございません。具体的な事例がござりますれば、何か別途の方向でそれを救えないものかどうか、よく御協議申し上げたいと思います。

○横手委員 それでは具体的な例を申し上げます。

前回四月三日の織工法の一部改正の際にも申し上げたことでございますけれども、例えば福井県の織物関係であります。ここはかつてジョーゼット、つまり薄物の強燃糸物が大変好況でございました。したがつて、協同組合が設立をされて、強燃糸、強いよりをかける共同施設がつくられました。そして、幾つかの組合員が寄つて当然つくられたことなどがございます。組合員はその強燃糸の施設を利用して機を織つておりました。

十一

ところが、昨年アメリカでこの強燃糸物が大変  
ブームを呼びまして、売れに売れた。したがつて、  
アメリカでもこれを始めようとした。ところが、  
日本の技術に勝てないとということで彼らなりに試  
算をして、日本の品物は、この薄手のものは実に  
二〇〇%のダンピングである、こういったような  
提訴をいたしました。そして、その後日米交渉が  
行われて、現在は我が國が輸出量の自主規制を行  
たしますといふことで、その問題は決着はついた  
のでござりますけれども、アメリカ向けのジョー  
セットの輸出はばつたりととまりました。そこで、  
その組合員の一部の人は、とてもそれでは食つて  
いけないとということで、かつてやつていた平織り  
に一時避難をしなければならないということにな  
つたのであります。

しかし、中東向け等については多少まだ薄手の  
ものは出でおりますから、この地域では強燃糸の  
織物はまだ一部残っておられます。したがつて、そ  
の組合員が品物を変えざるを得なかつたといふこ  
とで、よそのが糸業に頼まなければならぬ。そ  
の間、ほかの薄物をやつておられるところがしば  
らくその燃糸機を貸してもらうということに相な  
ります。しかし、強燃糸物から一時撤退をされた  
方は、これはまた必ず帰つてこられるのでありま  
せん。

これは専門家の見方がいろいろござりますけれ  
ども、秋口にはまたあの薄物はブームとまで行く  
かどうかわからぬだけれども、好況になるであろ  
うということが予測をされます。そういう事態に  
なつてしまひますれば、その人はまたもの仕事  
に戻りますから、当然のこととして、自分たちが  
つくつておる自分の組合の共同施設を利用すると  
いうことに相なります。したがつて、脱退はしま  
せん。

先ほど申し上げましたように、一休仕掛けり  
の品物を変更せざるを得なかつた、こういう現象  
が起こっているわけでございますが、ただこれが  
一月や二月ぐらいだつたら、年間を通じて貿外利  
用の二〇〇%の中に何とか入るということですござい

ますが、あのようなものについては大体半年から一年ぐらいの波があるわけでございますから、その間は員外利用があえでしまう。そしてその組合に対して、厳密に言うとペナルティーが科せられてしまう。一体全体どうすればいいんだろうと思う悩みが現実にあるわけでございます。

これらの人たちに対して、脱退ではございません、帰ってくるわけですから。このような業界に対して、このような組合を救済する道というのではなく、帰つてくるわけでございますから、この質問全く閉ざしてしまったのでございますが、この質問でございます。

○中澤政府委員 ただいま実態を伺いますと、まことにやむを得ないと申しますか、経済の現状といたしましては、組合が事実上のニーズに合わせてそのような員外利用を図るという実情はよくわかるわけでございます。わかるわけでございますけれども、今回の組合法の改正によります員外利用の性格は、先ほど申し上げましたとおり、団地組合の立ち上がり期、あるいは組合員の脱退を生じた場合などによります員外利用の緩和を前提としておりますので、ただいまお話しのように、脱退をしたわけではなくて、共同施設の利用を一時停止するような場合に、そのスキ間を員外利用に充てるというような場合は想定しておらないわけでございます。したがいまして、今回の要件にはまだいま御指摘のようなケースは当てはまらないといふに申し上げざるを得ないわけでございますけれども、これはまたよく検討させていただきたいと思います。

それらの組合がそれぞれ共同施設を持っているというような場合に、組合の施設の相互利用という問題でございますと、仮にその組合同士が連合会を組織いたしまして、その連合会の中での共同施設利用というような形をとることができるとすれば、そのような形で対応が可能ではないかと思ふわけでございます。もちろんそれには付随するいろいろな問題も出てくるわけでございますのとすれば、一概に断定はできませんけれども、仮に解決するとのすれば、そのような形で解決するのが一つ

の便法と申しますか、方途ではないかといふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回の改正には残念ながら形式的には該当いたしませんが、具体的な問題に即しましてまた十分検討させていただきたい、かように思うわけでございます。

○横手委員 小企業庁長官としての発言では、それ以上のことはなかなか出でこないと思うのですが、されども、現実にそういう悩みを持っておられますし、私も見てまいりました。ここはまさに日米織維交渉の問題、あるいはかの国の不当な、理不尽な二〇〇%のダンピング税をかけるぞ、こういったことが発生をして一時的に輸出が全部とまってしまった、せっかく持つておる強熱糸の共同施設を使えないわけでございます。それを今長官は、共同施設の利用を拒否したとおっしゃいますが、拒否したのじやないのです。転換せざるを得なかつた、こういう実態が現実にあるわけでございます。

冒頭にも、前回の織工法の一部改正のときにも申し上げたことでございますけれども、そのような業界の皆様方の実態を十分に掌握しながら、彈力的運用によつてこの法律を生かしていくくといふ道があつてもいいではないか、このように考えますが、大臣、いかがでござりますか。

○小此木国務大臣 私もいろいろな商売を経験してまいりましたけれども、そういう仕事の中では想像もつかないような場合でございまして、貿易上のいろいろな問題もそこに挾まつておりますが、非常に難しい問題であると思ひます。弾力的な対応とということできのできるものかどうか、にわかに判断は難しいところでございますが、今後の問題として早急に考えてみなければならぬ問題であることは確かだと思います。

○横手委員 大臣、くどいようでございますけれども、もう一遍お伺いをいたします。

一一遍考えてみなければならないことだらうなど、いうことでございますけれども、現実に、アメリカのダンピング撲滅によって一時的にとまつてしまふ

まつた、その人たちの共同施設を遊ばせておくわけにいかないから、まだ一部ではジョーゼットが織られておる、強燃系物がある、その仕事をしばらくでもとつてくるということになれば、組合法に反するから、これを捕まえろというのが大臣の答弁であるのか。そうではなくて、いずれにしてもそのたちは、ことしの秋ごろにはまた調子が戻ってくるであろうということが予測をされているわけですから、帰ってくるまではそれは仕方がないことだ。だから、冒頭申し上げましたように、営利を目的とするということではなくして、一定の条件下にある場合にはとくにことで、大臣として、多少窓口を広げてみるということはあっていいのではないかと思いませんが、どうですか。

○小此木国務大臣 事務的に答弁をしてもらつて、いる間に考えましょ。ちょっとお待ちください。

○中澤政府委員 非常に個別、具体的なケースでございます。やはり員外利用は二〇%までは利用可能ということござしますので、このようなケースの場合、年間通じてその二〇%の範囲内におさまらないものかどうか、かつ、その組合同士が相互に交換するというような場合でござりますと、連合体としての組合を組成するというような形で解決ができるのかどうか、ということが判断の前提になると思うわけでござりますけれども、やはり組合法の原則として二〇%の員外利用の限度ということがあるわけでござりますので、実情としては同情すべきケースではあると思いますけれども、法律の運用上、範囲を超えて員外利用を認めるということを、承認すると申しますが、強力的な運用の範囲内で考へると、うなことを政府の当局として申し上げることはできないといふうに考えておるわけでござります。

○横手委員 私は、事務当局の責任者としての長官の御答弁はそこから先はなかなか出ないのであります。大蔵大臣、いかがですか。

○小此木国務大臣 その業界が一時的に大変な利益を上げたことは確かなんですね。その大変な利

益を上げた時点でもってダンピングということで提訴された。そして一時仕事から撤退あるいは中断というような状態である、しかし秋ごろにはまたかなりな利益を上げられるという予測が確実に反するから、これを捕まえろというのが大臣の答弁であるのか。そうではなくて、いずれにしてもそのたちは、ことしの秋ごろにはまた調子が戻ってくるであろうということが予測をされているわけですから、帰ってくるまではそれは仕方がないことだ。だから、冒頭申し上げましたように、営利を目的とするということではなくして、一定の条件下にある場合にはとくにことで、大臣として、多少窓口を広げてみるということはあっていいのではないかと思いませんが、どうですか。

○小此木国務大臣 事務的に答弁をしてもらつて、いる間に考えましょ。ちょっとお待ちください。

○中澤政府委員 非常に個別、具体的なケースでございます。やはり員外利用は二〇%までは利用可能ということござしますので、このようなケースの場合、年間通じてその二〇%の範囲内におさまらないものかどうか、かつ、その組合同士が相互に交換するというような場合でござりますと、連合体としての組合を組成するというような形で解決ができるのかどうか、ということが判断の前提になると思うわけでござりますけれども、やはり組合法の原則として二〇%の員外利用の限度ということがあるわけでござりますので、実情としては同情すべきケースではあると思いま

すけれども、法律の運用上、範囲を超えて員外利用を認めるということを、承認すると申しますが、強力的な運用の範囲内で考へると、うなことを政府の当局として申し上げることはできないといふうに考えておるわけでござります。

○横手委員 私は、事務当局の責任者としての長官の御答弁はそこから先はなかなか出ないのであります。大蔵大臣、いかがですか。

○小此木国務大臣 その業界が一時的に大変な利益を上げたことは確かなんですね。その大変な利

がつかない、何かしら裏切られたというようなものが残ってしまうということがあるということを聞いております。

それからいま一つは、これは大臣にお伺いを申しあげたいのでござりますけれども、この協同組合、中小企業の組合をつくる場合には、すべて都道府県がその指導に当たっているわけでございま

すけれども、大蔵省、運輸省の所管する業種に属する組合については、いわゆる他業種との合併に

ついてもそれが県知事の範疇にない。これは二ヵ所にそのことを出さなければならぬという非常

に煩雑なことがある。なぜこの二つだけそういうことしなければならないのだろうかというこ

とを検討しました結果、やはり組合に

対します加入、脱退の自由という問題につきまし

ては、相互扶助を目的としたします個人的結合体で

ついてもそれを県知事の範疇にない。これは二ヵ所にそのことを出さなければならぬという非常

に煩雑なことがある。なぜこの二つだけそういうことしなければならないのだろうかというこ

だと思いますが、これに対する御見解はいかがでございましょうか。

もう時間も参りましたので、以上まとめてひとつ御答弁をお願い申し上げます。

○中澤政府委員 組合員の自由脱退に対しても何ら持たれているわけですね。それは確かにね。

そういう中でもって、今中小企業庁長官が述べたように、法的な範囲内でもってそれがどう教え

るかということは、極めて希有な例であるだけに、私は先ほどにわざりに判断しがたいと申し上げたわ

けでございますが、この場では、長官の言ったよ

うな、法の範囲でどのような適用が可能であるか、それは弾力的な措置でこれを行うとはいうもの

の、今しばらく考えてみなければならないといふことは御理解願いたいと思うのです。

○横手委員 今大臣の御答弁の中にございました

が、私は、現実にその実態を見てきたときに、秋に必ずくなる、そしてまた活況を呈するである

うという予測が一部にあるということなんですね。だからせつがくつくつた共同施設であるけれども、一時的にその製品からの撤退を余儀なく

された。これはまずからの責任ではなくて、そう

いった外的な大きな要因によって余儀なくされた

というような人たちに対する配慮というものをせ

れども、一時的にその製品からの撤退を余儀なく

された。これはまずからの責任ではなくて、そう

いった外的な大きな要因によって余儀なくされた

というような人たちに対する配慮というものをせ

れども、一時的にその製品からの撤退を余儀なく

された。これはまずからの責任ではなくて、そう

いった外的な大きな要因によって余儀なくされた

というような人たちに対する配慮というものをせ

れども、一時的にその製品からの撤退を余儀なく

された。これはまずからの責任ではなくて、そう

いった外的な大きな要因によって余儀なくされた

だと思いますが、これに対する御見解はいかがでございましょうか。

もう時間も参りましたので、以上まとめてひとつ御答弁をお願い申し上げます。

○中澤政府委員 組合員の自由脱退に対しても何ら

かの制限をしてはどうかという点でございますか

か、確かに組合の一体性の保持をしていくという

観点からいたしますと、安易に組合を脱退してい

くということにつきましては、これを何らかの制

限をしてほしいという組合員の要望が強くあると

聞いております。

それからいま一つは、これは大臣にお伺いを申しあげたいのでございますけれども、この協同組合、中小企業の組合をつくる場合には、すべて都

道府県がその指導に当たっているわけでございま

すけれども、大蔵省、運輸省の所管する業種に属する組合については、いわゆる他業種との合併に

ついてもそれが県知事の範疇にない。これは二ヵ

所にそのことを出さなければならぬという非常

に煩雑なことがある。なぜこの二つだけそういう

ことしなければならないのだろうかというこ

とを検討しました結果、やはり組合に

対します加入、脱退の自由という問題につきまし

ては、相互扶助を目的としたします個人的結合体で

ついてもそれが県知事の範疇にない。これは二ヵ

</

いうふうに考えております。

最後に、協業組合の組合員に対しまして、組合員資格の承継の問題でございますが、御承知のように協業組合の場合にはその組合員は当該事業を行つておるといふことが前提になつておりますので、この生前贈与を認めましたのは、将来その事業を継承すべき推定相続人にその例外の道を開いたということをございまして、その事業を行つておりません、いわば従業員の方に組合員資格を与えるということにつきましては、協業組合の性格上、その道が開けないわけでございます。その点は御了解いただきたいと思います。

ただ、そのような方につきましては、組合員としての資格は与えられませんけれども、員外役員というような形で組合の事業に実質的にその中核として執行能力を生かしていただくというような形で、組合に参加していただくという道が開かれているわけでございまして、従業員の方あるいは組合員以外の職員の方につきましては、そのような形で協業組合への積極的参加の道を期待するというのが私どもの現在の判断でございます。

○横手委員 時間が参りましたので、これで終ります。ありがとうございます。

○櫻山委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 初めに一問ほど大臣にお尋ねをしたいと思うのです。

今回の改正の対象になつております組合法や団体法を初めとして、中小企業基本法など、いろいろな法律に基づいて政府としては今まで鳴り物入りで中小企業対策を進めてきたわけですから、も、現在どういう状況か。これは私が多く語るまでもなく、戦後最大の中小企業倒産、あるいは大企業に比べて付加価値生産性などが大きく立ちおかれている、こういったような経営難がだれの目に見える状況だと思います。一体、いろいろ施策を講じてきたにもかかわらずこういう状況であるのはなぜか、この点について政府としてどのように反省をお持ちかということをまずお尋ねしたいと思うのです。

### ○小此木国務大臣 中小企業が、自主的な努力と

国及び地方公共団体の施策の効果が相まらましに協業組合の場合にはその組合員は当該事業を行つておるといふことが前提になつております。

### ○小此木国務大臣 確かに国民ニーズの多様化と

して成長してきたことは御承知のとおりでござい

### ます。

しかし、最近に至りまして国民ニーズの多様化

であるとか、高度化あるいは技術革新の進展等の

新しい環境のもとで、技術力の向上であるとか、

人材の育成であるとか、情報化への対応等、いろ

いろな問題に直面してきたことは事実だと思います。

したがつて、政府いたしましては、今後

中小企業がこれらの課題にどう対応していくか、

どう積極的にやっていかかということを考えなが

ら施策を展開していく所存でございます。

○小沢(和)委員 今大臣が言われた、中小企業が

困難に逢着している原因として、ニーズの多様化

とかいろいろ挙げられたのは、今まで言われて

きた問題じゃないでしょうか。それを突破できな

かったという点では、やはり政府として今日の事

態について責任を感じていただかなければならぬ

と私は思うのです。

こういう危機の中で組合活動も非常に沈滞して

き、私が調べてみたところでは、新設数はどん

どん減っているし、休眠組合数がふえている、こ

ういう状況になつてゐるわけですね。

商工中金の調査部に伺つたところによると、組

合設立数は昭和五十年ころは年間千五百六十九件

ぐらいあつたのですが、年ごとにずっと、見事な

ぐらいいに減り続けて、昭和五十八年度は六百八十

三組合、半分以下に減つてきている。これはやは

り組合活動などが沈滞しているといふことはつ

か、だれが見てもなるほどと言えるような改正

でなければならぬと思うのですが、今回の改正

によって、法律の目的として明記されております

中小企業の公平な経済活動の機会確保とか、経済

か、私は甚だ心もとない氣がするのです。大臣、いかがでしようか。

○小此木国務大臣 確かに国民ニーズの多様化と

か技術革新に対応するためにということは今まで

言ってきたことをございましょう。しかし、この

時代の国民ニーズの多様化とはまた相当な開きが

あります。したがつて、そのような

考え方のものとこの法改正をするということでございまます。

○小此木国務大臣 したがつて、そのような

考え方のものであるかというような疑問を委員は

お持ちのようでござります。

しかし、これは政府としても通産省としても、

そのような業界の要請あるいは希望というものを

かなりきめ細かく配慮し、またそれを聞いた上で

のものでござりますから、私どもはそれほどいわ

ゆる冷たいものであるというような判断はしてお

りません。むしろ温かい配慮を施したものである

ということを御理解願いたいと思うのでございま

す。

○小此木国務大臣 今、業界の要望に基づいて今回

の改正を行つたというふうに言われましたが、私

も確かにそうだろうと思うのです。つまり中小企

業で転廃業者が相次ぐとか、あるいは後繼者が不

足しているとか、こういうように非常に困難な中

で、例え組合などで言えば脱退者などが相次い

で、組織の維持にも困難を來しているといふよ

うな状況の中で、何とか組織を維持するためにこう

いうふうに改めてもらいたいといふような要求が

今度反映されたということではないかと私は思

うのです。だから、そういう意味では現状追認的な

ものが大部分となるほどこれは積極的に組合活

動を活性化させるだろうといふようなものは、今

回の改正の中では甚だ少ないのでないかと私は思

うのです。中には、そういう改正であることはわ

かるけれども、やはり危惧の念を感じざるを得な

いものもあるわけです。

先ほどからお話を出している出資持ち口数を、從

かど

うか

くると、一人一票だ、そういう点で平等だといふ

こと

で

支配といつたような状態が強まつてくるんじ

や

ないだろうか。こういう点について歯止めがある

かどうか。

先ほどからのお話では、いや、むしろこの機会

に積極的にオルグといふかリーダーといふか、そ

ういう持ち口数を多く持つた人が役割を果たすと

いうことになれば、それはそれでいいんじゃない

い

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

改正におきましても、組合員が現行の出資口数の限度を超えて出資口数を持つと認められますのは、組合財産の維持の見地から真にやむを得ないという場合に限りまして、総会の特別の議決に基づく組合の承認を経ることを条件として認めるわけでございます。また、それと同時に、組合活動の円滑化と組合の民主的運営の調和を図るという観点もあるわけでございまして、組合の運営の制度上一人一票制の原則というものは確保されておりまして、そういうような点から申しましても、組合の運営が相互扶助の原理原則に基づいて今後も継続されしていくということは十分に担保されておると確信しております。

○小沢(和)委員 次に、企業組合やあるいは協業組合などの今回の改正、これは私もやむを得ない

ことだと思うのですけれども、例えれば企業組合など

で員外監事を認めるということになるわけです

が、そうすると取引先の大企業などが人を送り込

んできた、経営状態などが握られてしまう、そ

ういう組合の自主性とか自律性を損なうような事態

が起こらないかという懸念を私は感ずるのです

が、そういう点での歯どめがあるかどうかといふ

ことをお尋ねしたいと思います。

それから、企業組合の多くが今経営的に非常に

困難で、年ごとに組合の数も減少していることは

事実が示すとおりでありますけれども、その大き

な原因は、協同組合の中でもまま子扱いされて、

金融や税制などで差別されているということがそ

の原因になつてゐるというような意見も私聞いた

んですけれども、少なくとも他の協同組合並みに

扱いを改善するというようなことはこの機会に考

えられないかどうか、お尋ねします。

○中澤政府委員 �ting員外監事の問題でございますけ

ども、員外監事の選任につきましては、今後と

も組合員によります選任によってこれが任命され

るということござりますので、御懸念のような

大企業からの介入と申しますか、影響力につきま

しては、今後とも心配はないというふうに考えま

す。むしろ、専門的な知識を有する監事が選任さ

れることによりまして、今後は組合の運営がより適正に行われるということが担保されていくといふふうに考えております。

また、企業組合の金融、税制上の扱いでござい

ますけれども、金融上の取り扱いにつきましては、

事業協同組合等と同様に政府系の金融機関あるい

は他の制度融資等の対象として平等に扱われてい

るというふうに承知しております。

また、税制上の問題でござりますけれども、こ

れは事業協同組合が組合として低率の法人税等の

扱いを受けておるのに比べますと、企業組合、協

業組合といふものが一つの企業体としての性格を

有するという、法人としての性格が組合法上位置

づけられておりまして、通常の中小企業者に対

する優遇税制が適用されておるというのが現状で

ござりますけれども、これは私どもいたしまし

ても、できる限り同じ扱いが与えられることが好

ましいと考えておりますので、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、現実的

にどのくらいのメリットと申しますか、効果があ

るかという点でござりますけれども、私ども定量

的にどのくらいの事業量があえるというようなデ

ータを数字的に持ち合わせておるという状況では

ございません。

ただ、組合等からのヒアリング等によりますと、

建設業等につきましては、地方公共団体等々から

の発注に際しまして、組合の保証があれば組合員

に対する発注するというようなケースが相当ある

ことになりますけれども、例えればあ

る組合の場合は、毎週一回ずつ二年間住宅公団に

開催というような形で情報の提供に努めてお

ります。また、いろいろな形でこの適格組合の活用が図

られるように促進しておる次第でございます。

また、今後拡大する債務保証について、

やないかと思うのです。この点のもつと積極的な努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

○中澤政府委員 御指摘のように、予算的なレベルにつきましては、おおむね各年度平準的な形でありますけれども、この組合数につきましては、二十六組合の適格組合を対象としておりますけれども、その指導対象は随時年度ごとにこれまで巡回して回っておるわけでございまして、それを貢献しておるというふうに考えております。

また、この適格組合の活用につきましても、基本的に発注側からの情報の提供、組合に対する姿勢というのが一番基本でございますし、そういう意味では、例年の闇譲決定の際に、各政府機関に対しまして、地方の組織を含めましたところも中央会等を通じまして情報の提供を行うといふ形で実績を上げておるわけでございます。今先ほど申しましたように、組合側につきましては、先ほど申しましたように、組合側によりまして適格組合の活用が図られていくように指導してまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 次に、下請組合の問題でちょっとお尋ねをしたいと思うのです。我が国では、もう私が言うまでもなく、製造業の中小企業の三分の二が下請と言われているわけです。この下請業者が協同組合などを組織しているケースもかなりあります。今、親企業がみずから合理化のために下請を再編成して、かなりの部分を切り捨てる、あるいは単価を切り下げたりといふ事例があります。いろいろ出てきているわけですが、こういふうしわ寄せを防ぐ上で下請の組合の活動を一層強化すべきだと思います。

この点で一つお尋ねをしたいと思いますのは、中小企業等協同組合法の第九条の二に、つまりこ

れらの協同組合などの事業の一つとして、「事業ある事業者」、これは親企業というふうに読むことができると思うのですが、この事業者は、団体協約を締結するため交渉したい旨の申し出を受けるときには、誠意を持ってその交渉に応じなければならぬ、ということが規定をされているわけです。これはなかなか注目すべき規定だ、ぜひ活用しなければならぬと私は思うのですけれども、実際ににはほとんど活用されていないのじゃないで

すか。それはなぜか、その点をお尋ねします。○中澤政府委員 ただいま御指摘の点は、下請中小企業振興法に基づきます振興基準という形で、親企業者と下請団体あるいは下請事業者との取引関係を明確にするという形で、詳細な点に至るまで基準が設けられておりまして、この周知徹底が親企業者の方にもよく行き渡るよう、行政当局としても指導しておるわけでございます。下請取引の改善につきましてのいろんな講習会あるいは正化月間も設けておりますし、下請振興協会といふものも各県に置かれておりまして、このような組織を通じまして、下請取引の振興につきましても從来から意を用いておるところでございます。

○小沢(和)委員 こういう条文があることは周知徹底を図っているというふうに言されましたし、この協同組合法の根本的な特徴ということとして、本委員会の調査がつくった資料の中でも、第四として、中小企業関係で初めて団体協約の締結権を認めたということを指摘しているほどでありますけれども、実際これがほとんど活用されないというのは、こういうことを親企業などに申し出た場合には、場合によるとその中心的な幹部の会話が先ほどありました。これだけ膨大な下請企業があり、そういう下請企業へのいろいろなしわ寄せが社会的に大きな問題になつてきるくらいな感じで、こういうこと自体も申し入れたり交渉もできない、という現実の力関係があるからじゃないでしょうか。そういう力関係のギャップをどう補つて、実際にこれを機能させるかという点で、政府としてももっと努力が要請されているのじやないかと思うのですが、重ねてその点をお尋ねします。

○中澤政府委員 下請関係の振興という点につきましても、この協同組合等の組織化というものがある事業者、これは親企業というふうに読むことができると思います。そのような意味で、

大きな貢献をするということは、私ども同じような認識を持つております。そのような意味で、

協同組合の中におきましても、親企業者と下請団体との関係につきまして明確な振興基準等を設けたときには、誠意を持ってその交渉に応じなければならぬ、ということが規定をされているわけです。これはなかなか注目すべき規定だ、ぜひ活用しなければならぬと私は思うのですけれども、実際ににはほとんど活用されていないのじゃないで

すか。それはなぜか、その点をお尋ねします。○中澤政府委員 ただいま御指摘の点は、下請中小企業振興法に基づきます振興基準という形で、親企業者と下請団体あるいは下請事業者との取引関係を明確にするという形で、詳細な点に至るまで基準が設けられておりまして、この周知徹底が親企業者の方にもよく行き渡るよう、行政当局としても指導しておるわけでございます。下請取引の改善につきましてのいろんな講習会あるいは正化月間も設けておりますし、下請振興協会といふものも各県に置かれておりまして、このような組織を通じまして、下請取引の振興につきましては、も從来から意を用いておるところでございます。

○小沢(和)委員 こういう条文があることは周知徹底を図っているというふうに言されましたし、この協同組合法の根本的な特徴ということとして、本委員会の調査がつくった資料の中でも、第四として、中小企業関係で初めて団体協約の締結権を認めたということを指摘しているほどでありますけれども、実際これがほとんど活用されないというのは、こういうことを親企業などに申し出た場合には、場合によるとその中心的な幹部の会話が先ほどありました。これだけ膨大な下請企業があり、そういう下請企業へのいろいろなしわ寄せが社会的に大きな問題になつてきるくらいな感じで、こういうこと自体も申し入れたり交渉もできない、という現実の力関係があるからじゃないでしょうか。そういう力関係のギャップをどう補つて、実際にこれを機能させるかという点で、政

府としてももっと努力が要請されているのじやないかと思うのですが、重ねてその点をお尋ねします。

○中澤政府委員 下請取引の適正化につきましては、五十三年から五十七年にかけて、立入検査など具体的な手を

施して対処をしていただきたいと思うのです。先ほどいただいた「下請代金支払遅延等防止法施行状況」というのを拝見しますと、疑いのある

事例数も年々ふえていく。これで昭和五十三年と五十七年を比較しますと、七割ぐらいふえてる。ところが、立入検査など具体的な手を打つて指導をしたという件数の方は、五十三年の三千六百十二件が五十七年には二千五百三十三件と、三五%ぐらいの増にとどまっている。つまり、連絡の中におきまして下請の比率及びその実績といふものはむしろ逐年向上しております。トータルとしての下請関係を見ました場合にも、日本の経済構造の中におきまして明確な振興基準等を設けたときには、誠意を持ってその交渉に応じなければならぬ、ということが規定をされているわけです。これはなかなか注目すべき規定だ、ぜひ活用しなければならぬと私は思うのですけれども、実際ににはほとんど活用されていないのじゃないで

すか。それはなぜか、その点をお尋ねします。○中澤政府委員 ただいま御指摘の点は、下請中小企業振興法に基づきます振興基準という形で、親企業者と下請団体あるいは下請事業者との取引関係を明確にするという形で、詳細な点に至るまで基準が設けられておりまして、この周知徹底が親企業者の方にもよく行き渡るよう、行政当局としても指導しておるわけでございます。下請取引の改善につきましてのいろんな講習会あるいは正化月間も設けておりますし、下請振興協会といふものも各県に置かれておりまして、このように組織を通じまして、下請取引の振興につきましては、も從来から意を用いておるところでございます。

○小沢(和)委員 どうも私が聞いていることに的確に答えていただいているような感じがしないのですよ。こういう下請業者が組合に組織されても、その力で親企業と本当に對等に話し合つて、自分たちが不當なしわ寄せを受けたりしないようにしていく上では、やはり政府がそれなりに、そういう事業者たちの活動を守つていくという毅然とした姿勢を示すことが必要じゃないかと思うのです。

同じようなことを私は下請代金支払遅延等防止法の運用でも感ずるのです。この法律で下請業者の方が、自分のところでなかなかきちんと支払うことをもらえないということで、訴えをしたりすることができるよう道を開かれています。

ところがそれがどれくらい件数があるかと聞い

て、終わりたいと思います。

○中澤政府委員 下請取引の適正化につきましては、下請代金支払遅延等防止法によりまして確実な実効を期しておるところでございます。五十九年度におきましては、調査事業所数も悉皆調査といふことで五万六千件を対象とするということにしております。

先ほどの数字でございますけれども、先生が御指摘になりました二千百二十四件というものは即時改善等の数字かと思います。立入検査につきましては、五十三年から五十七年にかけて、立入検査など具体的な手を取引の適正化につきましては、從来同様十分な意を尽くしてまいりたい、かように考えております。

次に、商工中金の申し入れ状況、それから業務の状況でございますけれども、商工中金の融資の実態を見てまいりますと、既往の取引先に対しまして通常一日、二日程度の期間で貸し付けを行つておりますし、新規の取引先の場合につきましても、通常二、三週間程度で実行をしております。

商工中金におきましては、これまで支店長決裁というような形で審査の迅速化を図つております。私どもいたしましても、商工中金を含めまして政府系の中企業金融機関の融資手続の迅速化につきましては、今後とも十分指導してまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 終わります。

○梶山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○梶山委員長 これより討論に入るのありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○梶山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○梶山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○梶山委員長 次回は、明後十三日午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会



昭和五十九年四月十九日印刷

昭和五十九年四月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局